

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年3月19日提出
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西 啓介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（債券重視型） DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（標準型） DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（株式重視型）
【届出の対象とした募集内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額 各ファンドにつき以下を上限とします。 DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（債券重視型） 1兆円 DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（標準型） 1兆円 DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（株式重視型） 1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（債券重視型）  
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（標準型）  
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（株式重視型）

上記3ファンドを総称した愛称として「ゆめ計画（確定拠出年金）」ということがあります。また、各ファンドの愛称として、DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（債券重視型）を「ゆめ計画30（確定拠出年金）」、DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（標準型）を「ゆめ計画50（確定拠出年金）」、DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（株式重視型）を「ゆめ計画70（確定拠出年金）」ということがあります。

以下、上記3ファンドのそれぞれをまたは総称して「ファンド」、「ベビーファンド」または「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス」ということがあります。また、DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（債券重視型）を「債券重視型」、DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（標準型）を「標準型」、DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（株式重視型）を「株式重視型」ということがあります。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは後記「（8）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

### （５）【申込手数料】

ありません。

### （６）【申込単位】

1円以上1円単位とします。

### （７）【申込期間】

継続申込期間：2020年3月20日（金）～2020年9月18日（金）

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### （８）【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、各販売会社が定める期日(詳しくは販売会社にお問合せください)までに、申込代金を各販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の販売会社より、委託会社の指定する口座を經由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

当ファンドは確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づく確定拠出年金制度向けのファンドであり、受益権の取得申込みの勧誘は、資産管理機関および国民年金基金連合会(国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関も含みます)に対してのみ行われます。

ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

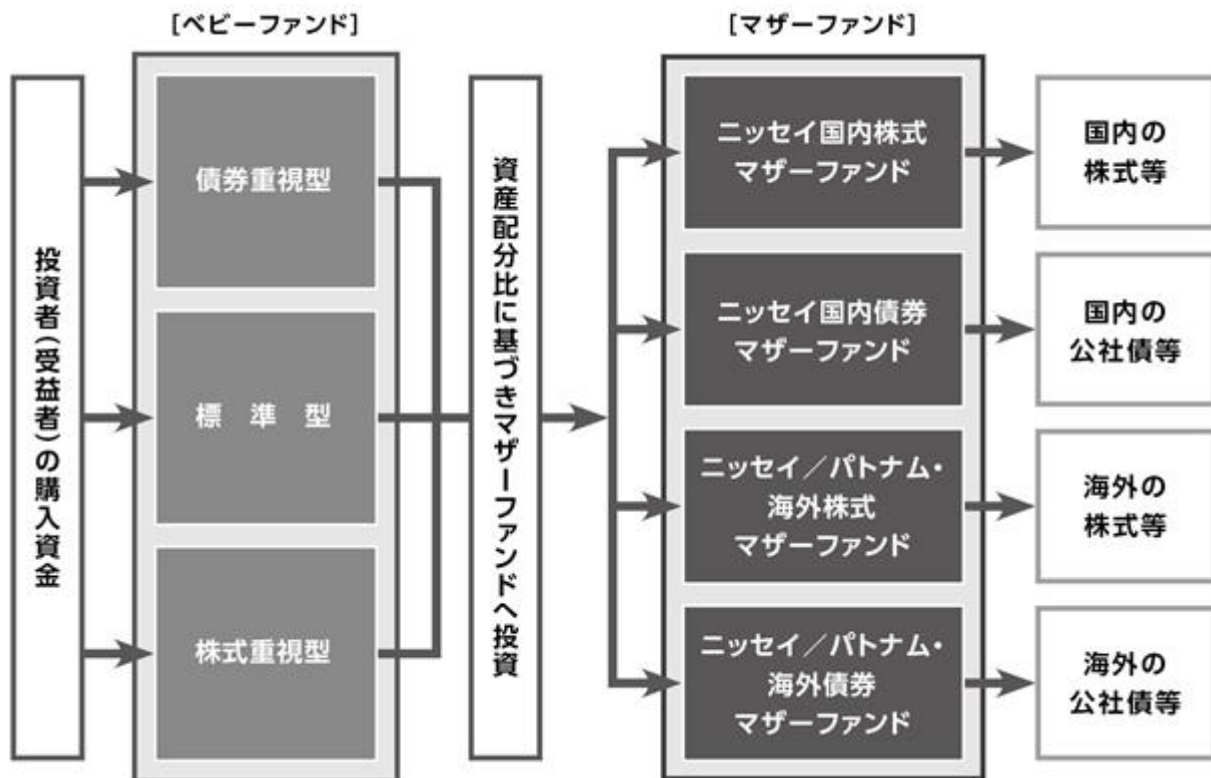
###### 基本方針

各ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドとして、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

###### ファンドの特色

マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・国内債券・海外株式・海外債券に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。

- ・各ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



投資資金の目的や投資可能期間などによって3つのファンドからご選択いただけます。

- ・株式や外貨建資産の組入比率が高くなるほど、ファンドのリスク（価格の変動）が大きくなる傾向があります。
- ・各ファンドの資産配分は、原則としてその変動幅を±5%以内（国内債券は±10%以内）に抑制します。
- ・外貨建資産には、原則として為替ヘッジを行いません。

#### DCニッセイ／パトナム・ グローバルバランス(債券重視型)

収益性よりも安定性を重視し、債券へ重点的に投資するファンドです。株式の実質組入比率を30%程度に、外貨建資産の実質組入比率を20%程度にそれぞれ抑制し、比較的安定した収益の獲得をめざします。



#### DCニッセイ／パトナム・ グローバルバランス(標準型)

安定性と収益性を共に追求し、株式・債券へ概ね50%ずつ投資するファンドです。株式の実質組入比率を50%程度に、外貨建資産の実質組入比率を30%程度に保ち、中位のリスク・リターンをめざします。



#### DCニッセイ／パトナム・ グローバルバランス(株式重視型)

より積極的に収益を追求し、株式へ重点的に投資するファンドです。株式の実質組入比率を70%程度に、外貨建資産の実質組入比率を40%程度に保ち、積極的な運用で値上り益を追求します。



・上記の各資産の組入比率は、各マザーファンドへの基準資産配分比を表しています。

国内株式マザーファンドおよび国内債券マザーファンドの運用をニッセイアセットマネジメントが、海外株式マザーファンドおよび海外債券マザーファンドの運用をザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーが行います。

#### ニッセイ国内株式マザーファンド（運用：ニッセイアセットマネジメント）

- ・アナリストチームが徹底した企業調査・分析に基づき、組入候補銘柄を厳選します。
- ・ポートフォリオ・マネジャーが投資環境分析等に基づき運用戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。
- ・グロース投資（成長株投資）、バリュー投資（割安株投資）などの投資スタイルをあらかじめ限定せず、運用環境から最も効率的と考えられる運用戦略を決定します。

#### ニッセイ国内債券マザーファンド（運用：ニッセイアセットマネジメント）

- ・投資環境分析、期間別金利水準の動向、個別債券銘柄の分析等に基づき、債券の利回り変化に対する価格変動性のコントロールを行うとともに、長期・中期・短期債のウエイト、投資銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。

- ・原則として、投資適格債への投資により、信用リスクを抑制します。

投資適格債とは、債券格付（債券の元本、利息支払いの確実性の度合いを示す尺度）がBBB格相当以上の債券です。

#### ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド（運用：ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー）

- ・グローバルな視点に立った企業調査分析・投資環境分析を徹底し、世界各国の優良銘柄に分散投資します。
- ・アナリストとポートフォリオ・マネジャーが投資哲学と情報を共有しつつ、国・セクター（業種等）・銘柄固有要素の3つの側面を統合した銘柄選択とポートフォリオ構築を行います。
- ・外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド（運用：ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー）

- ・各国の経済・政治情勢や金融政策等の環境分析に基づき、国別配分を決定します。
- ・投資環境分析に基づく国別の金利・為替見通しにより、債券の利回り変化に対する価格変動性のコントロールを行うとともに為替戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。
- ・外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーは、パトナム・インベストメンツのグループ会社です。

#### パトナム・インベストメンツの概要

（2019年9月末現在）

パトナム・インベストメンツは1937年創立の米国で最も古い資産運用会社の1つです。運用資産は約1,742億ドル(約19兆円)、投信残高は約847億ドル(約9兆円)の規模を誇ります。  
 設定済み投信は60本以上、また約400万人の投資家を有しています。  
 ファンドマネージャー、アナリストなどの運用担当専門職を167名有しています。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

#### 信託金の上限

各ファンドにつき、5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

#### ファンドの分類

追加型投信 / 内外 / 資産複合に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示していません）。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式 債 券
追 加 型	海 外	不動産投信 その他資産 ( )
	内 外	資産複合

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル (日本含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年1回  年2回  年4回  年6回 (隔月)	日本  北米  欧州  アジア  オセアニア	ファミリー ファンド	あり ( )
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券) 資産配分固定型))	日々  その他 ( )	アフリカ  中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマー ジング		

## 商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 属性区分表

その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券) 資産配分固定型))	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、主として株式および公社債等に投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本含む)	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

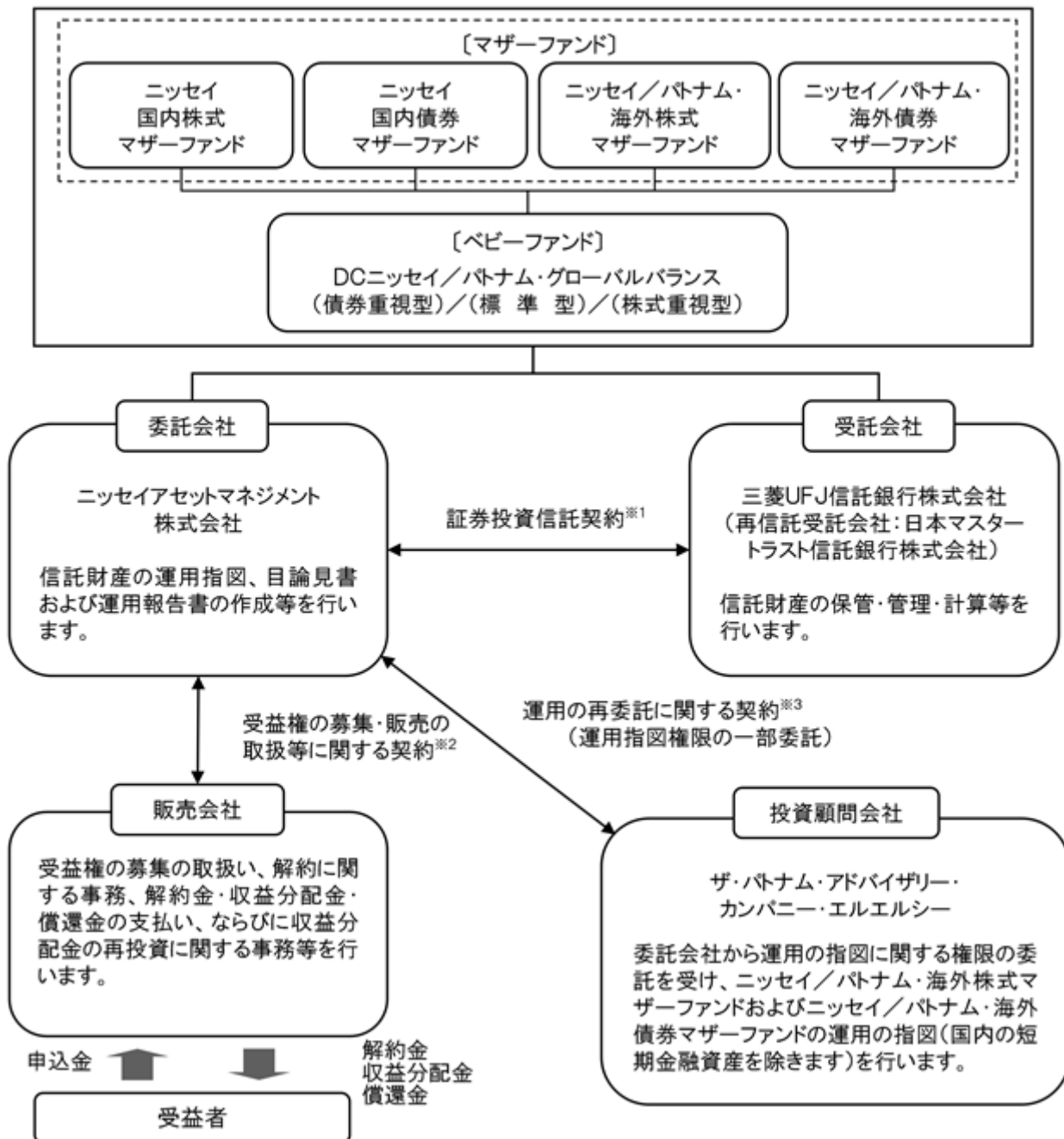
前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## (2) 【ファンドの沿革】

2001年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- 3 委託会社と投資顧問会社との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するにあたり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取決めの内容を定めた契約です。



## 委託会社の概況（2019年12月末現在）

1. 委託会社の名称 : ニッセイアセットマネジメント株式会社
2. 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
3. 資本金の額 : 100億円
4. 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 西 啓介
5. 金融商品取引業者登録番号 : 関東財務局長（金商）第369号
6. 設立年月日 : 1995年4月4日
7. 沿革
  - 1985年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
  - 1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
  - 1998年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
  - 2000年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

## 8. 大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

主としてニッセイ国内株式マザーファンド、ニッセイ国内債券マザーファンド、ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド、ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンドに投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。

	国内株式 マザーファンド	国内債券 マザーファンド	海外株式 マザーファンド	海外債券 マザーファンド	短期金融資産
債券重視型	20%	55%	10%	10%	5%
標準型	30%	35%	20%	10%	5%
株式重視型	40%	15%	30%	10%	5%

基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5%（ニッセイ国内債券マザーファンドは±10%）以内に変動幅を抑制します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、急激な為替変動等により為替差損の可能性が大きいと判断される場合には、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

(参考) マザーファンドの概要

---

## ニッセイ国内株式マザーファンド

## (1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

## (2) 運用方法

## a 投資対象

国内の証券取引所上場株式および店頭登録銘柄を主要投資対象とします。

## b 投資態度

国内の証券取引所上場株式および店頭登録銘柄に投資し、TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

TOPIX(東証株価指数)とは、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます)が公表する株価指数で、東証1部に上場されているすべての株式の時価総額で加重平均し、指数化したものです。なお、新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します。TOPIXは、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

銘柄選択は幅広く企業訪問を行い、徹底した調査・分析に基づくボトムアップ・アプローチにより、成長性・割安度といった株価指標はもとより、企業経営を全体的に評価する形で組入候補銘柄を厳選します。

投資スタイルはあらかじめ限定せず、投資環境分析に基づくトップダウン・アプローチにより最も効率的と考えられる運用戦略を決定します。

上記運用戦略に基づき組入銘柄・組入比率を最終的に決定し、ポートフォリオを組成します。

ファンドのリスク状況を随時モニターし、運用戦略との整合性を維持します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

株式の実質組入比率の維持のために、株価指数先物等を活用することがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ニッセイ国内債券マザーファンド

### (1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

### (2) 運用方法

#### a 投資対象

国内の公社債を主要投資対象とします。

#### b 投資態度

国内の公社債を主要投資対象とし、NOMURA-BPI 国債 をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

NOMURA-BPI 国債とは、日本国内で発行される国債の流通市場動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数であり、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切の責任を負うものではありません。

デュレーションコントロールに加え、銘柄分析、イールドカーブ分析に基づき、ポートフォリオ・マネージャーが運用戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちますが、資金動向、市況動向およびその見通し等によってはそのような運用を行わない場合があります。

### (3) 投資制限

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

## (1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

## (2) 運用方法

## a 投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

## b 投資態度

主として日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資を行い、MSCI KOKUSAI指数(円ベース)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

MSCI KOKUSAI指数とは、MSCI Inc.が公表している指数であり、日本を除く世界の主要先進国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されているものです。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company, LLC.)に運用指図に関する権限(国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます)を委託します。

運用スタイルを限定せず、幅広い企業訪問等に基づくファンダメンタル分析やクオンツ分析を通じて、世界各国の投資魅力が高い企業を抽出します。

組入れ銘柄の決定に際しては、国・セクターの要素を同時に分析し、分散したポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ニッセイ / パトナム・海外債券マザーファンド

## (1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

## (2) 運用方法

## a 投資対象

日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象とします。

## b 投資態度

主として日本を除く世界主要先進国の公社債に分散投資を行い、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company, LLC.)に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。

各国の市況動向や政治・経済情勢を勘案して国別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

為替については、公社債とは独立した投資対象と考え、エクスポージャーのコントロールを行うことにより、運用効率の向上、収益の確保を図ります。ただし、為替エクスポージャーは原則として信託財産の純資産総額の範囲内とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## (2) 【投資対象】

## a 主な投資対象

下記の各マザーファンドを主要投資対象とします。

- ニッセイ国内株式マザーファンド
- ニッセイ国内債券マザーファンド
- ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド
- ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。

## b 約款に定める投資対象

投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5)投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 先物取引等、スワップ取引 および 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限り)

ハ. 金銭債権(イ. およびニ. に掲げるものに該当するものを除きます)

ニ. 約束手形(イ. に掲げるものを除きます)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券

主にニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された下記1. から4. までのマザーファンドならびに次の5. から26. までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます)に投資します。

1. ニッセイ国内株式マザーファンド

2. ニッセイ国内債券マザーファンド

3. ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

4. ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

5. 株券または新株引受権証券

6. 国債証券

7. 地方債証券

8. 特別の法律により法人の発行する債券

9. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます)の新株引受権証券を除きます)

10. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます)

11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます)

12. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます)

13. 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます)

14. コマーシャル・ペーパー

15. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ)および新株予約権証券

16. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、5. から15. までの証券または証書の性質を有するもの

17. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます)

18. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます)

19. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
20. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります）
21. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）
22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
23. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
24. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
26. 外国の者に対する権利で25.の有価証券の性質を有するもの  
 なお、5.の証券または証書、16.および21.の証券または証書のうち5.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、6.から10.までの証券ならびに16.および21.の証券または証書のうち6.から10.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、17.の証券および18.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品

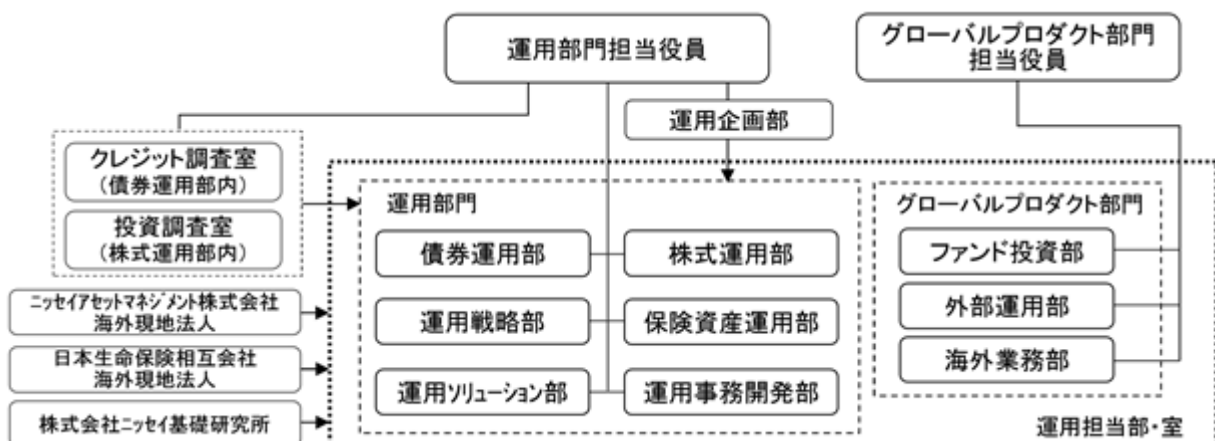
信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記 の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することができます。

### （3）【運用体制】

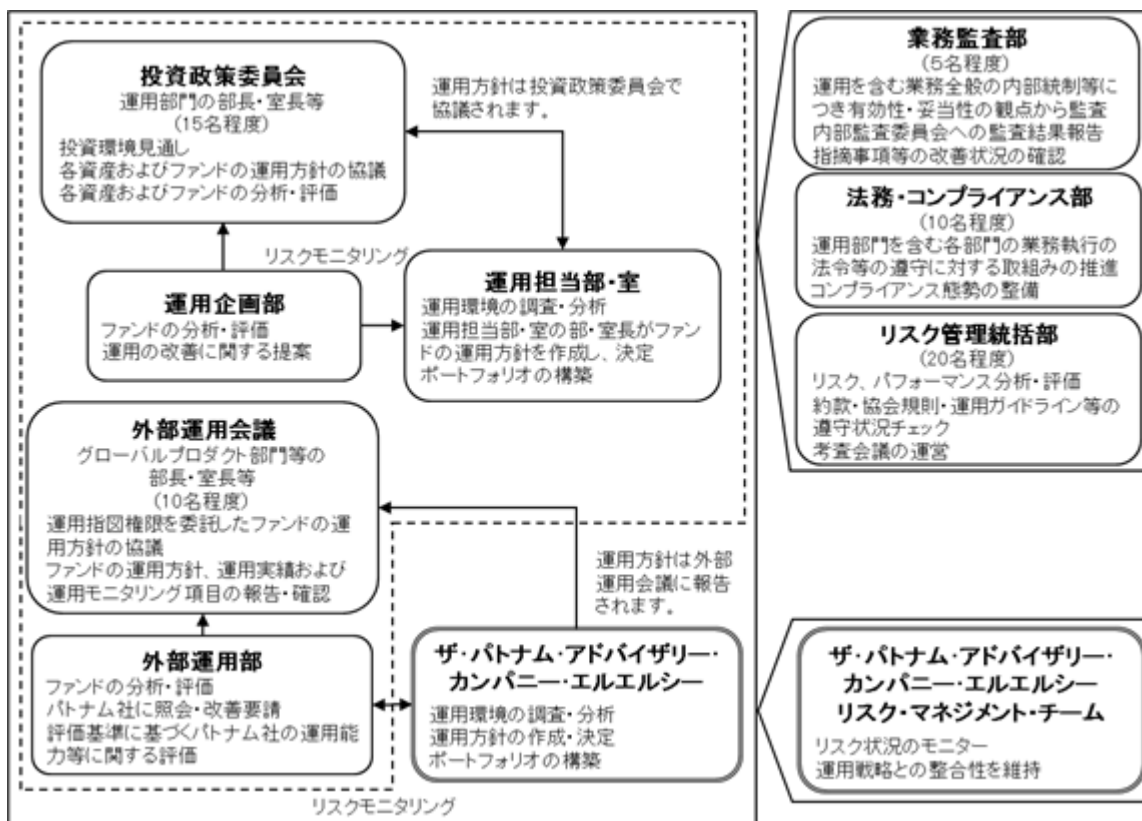
#### 委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネージャー/アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。



## 内部管理体制および意思決定を監督する組織



## &lt; 受託会社に対する管理体制等 &gt;

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

## (4) 【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲  
経費控除後の利息・配当収入および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
2. 分配対象額についての分配方針  
委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
3. 留保益の運用方針  
特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 分配時期

毎決算日とし、決算日は12月20日（年1回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

## 支払方法

## &lt; 分配金受取コースの場合 &gt;

原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

## &lt; 分配金再投資コースの場合 &gt;

自動的に再投資されます。

将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

## (5) 【投資制限】

## a 約款に定める主な投資制限

## 株式への実質投資割合

債券重視型	信託財産の純資産総額の45%以内
標準型	信託財産の純資産総額の65%以内
株式重視型	制限を設けません

## 外貨建資産への実質投資割合

債券重視型	信託財産の純資産総額の35%以内
標準型	信託財産の純資産総額の45%以内
株式重視型	信託財産の純資産総額の55%以内

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## b 約款に定めるその他の投資制限

## 投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

## 信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

2. 前記1.の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

## 先物取引等

1. 国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。

2. 国内の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。

3. 国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

#### スワップ取引

1. 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます)を行うことができます。

2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。

4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。

5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引

1. 信託財産を効率的に運用するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

#### 有価証券の貸付けおよび範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。

・株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

・公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。

3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。

#### 公社債の空売り

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属さない公社債を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます)の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

2. 前記1.の売付けは、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

#### 公社債の借入れ

- 1．信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供を行うものとします。
- 2．前記1．は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、前記2．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するものとします。
- 4．前記1．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

#### 外国為替予約等

- 1．信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
- 2．前記1．の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
- 3．前記2．の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。
- 4．予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- 5．外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 資金の借入れ

- 1．信託財産を効率的に運用ならびに安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2．一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4．借入金の利息は信託財産中より支払われます。

#### c 法令に定める投資制限

##### デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

信用リスク集中回避(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

### 3【投資リスク】

ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

#### (1) 投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

##### ・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。

##### ・債券投資リスク

###### 金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

###### 信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

##### ・短期金融資産の運用に関するリスク

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

##### ・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

##### ・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

##### ・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

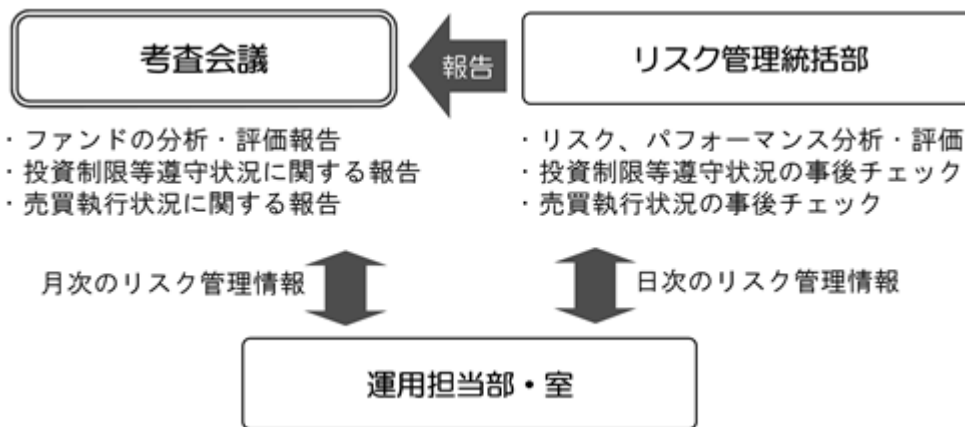
収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

・ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもとまない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

(2) 投資リスク管理体制



1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。
  - ・ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
  - ・ 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

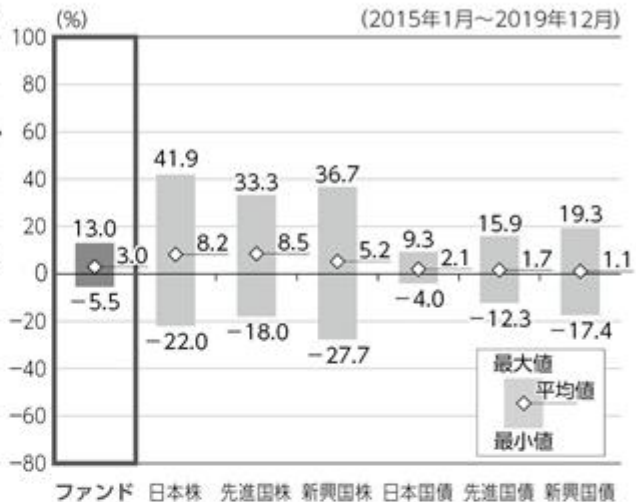
**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

### ●DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス(債券重視型)

①ファンドの年間騰落率および  
税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの  
騰落率の比較

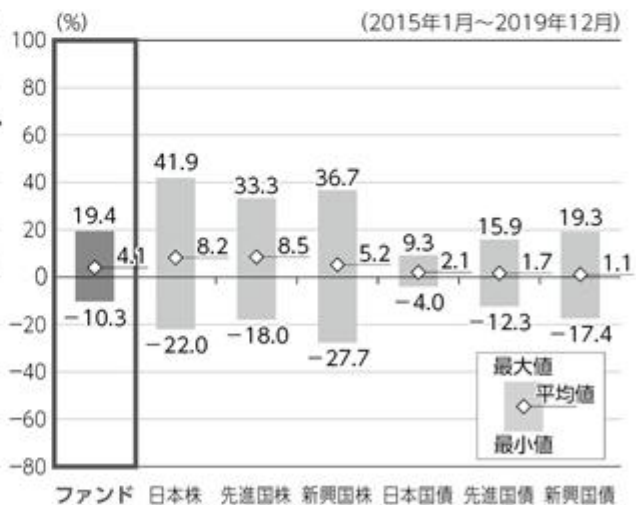


### ●DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス(標準型)

①ファンドの年間騰落率および  
税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの  
騰落率の比較

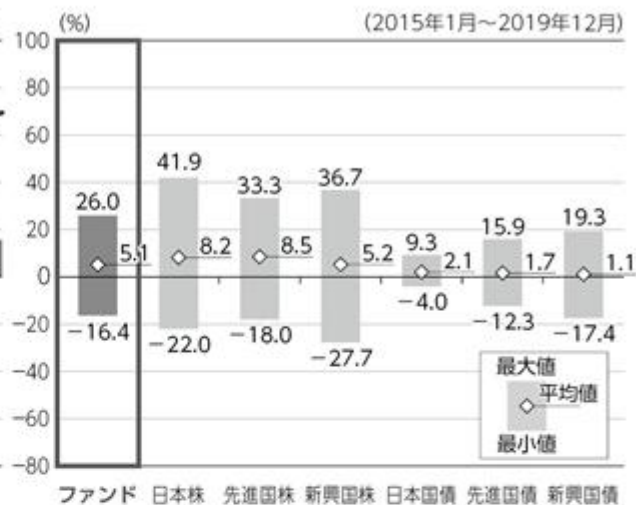


## ◎DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス(株式重視型)

①ファンドの年間騰落率および  
税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの  
騰落率の比較



- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

### <代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIEマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPMオルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)

- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

❶ 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)の商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIEマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPMオルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。



#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

ありません。

##### (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

##### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率（年率）をかけた額とし、その配分は次の通りです。

ファンド	信託報酬率	配分（税抜）		
		委託会社	販売会社	受託会社
債券重視型	1.21%（税抜 1.1%）	0.6%	0.4%	0.1%
標準型	1.43%（税抜 1.3%）	0.7%	0.5%	0.1%
株式重視型	1.65%（税抜 1.5%）	0.8%	0.6%	0.1%

・表に記載の配分先の料率には、別途消費税がかかります。

委託会社の報酬には、ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーへの運用指図権限の一部委託に関する報酬（信託財産に属するニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンドの時価総額に年率0.5%をかけた額およびニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンドの時価総額に年率0.4%をかけた額）が含まれます。

前記の信託報酬については、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

##### (4)【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.0044% （税抜0.004%）
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.0055% （税抜0.005%）
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.0077% （税抜0.007%）
10億円以下 の部分	年 0.0110% （税抜0.010%）

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

信託財産留保額

ありません。

上記の、およびの費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

<ご参考>

「4 手数料等及び税金」の「(1) 申込手数料」から「(4) その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受
信託報酬のうち「販売会社」の報酬	投資者(受益者)へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

(5) 【課税上の取扱い】

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

なお、委託会社または販売会社が取得した場合には、上記の税制は適用されません。

税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

## 「DCニッセイノパトナム・グローバルバランス(債券重視型)」

(2019年12月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	5,984,033,624	95.46
内 日本	5,984,033,624	95.46
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	284,275,198	4.54
純資産総額	6,268,308,822	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

## 「DCニッセイノパトナム・グローバルバランス(標準型)」

(2019年12月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	15,849,811,395	95.64
内 日本	15,849,811,395	95.64
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	723,200,584	4.36
純資産総額	16,573,011,979	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

## 「DCニッセイノパトナム・グローバルバランス(株式重視型)」

(2019年12月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	9,515,663,083	95.77
内 日本	9,515,663,083	95.77
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	419,867,867	4.23
純資産総額	9,935,530,950	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

## (参考情報)

## 「ニッセイ国内株式マザーファンド」

(2019年12月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	16,118,697,710	98.38
内 日本	16,118,697,710	98.38
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	265,925,560	1.62
純資産総額	16,384,623,270	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

## その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	189,310,000	1.16
内 日本	189,310,000	1.16

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

その他資産として、先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

## （参考情報）

## 「ニッセイ国内債券マザーファンド」

（2019年12月30日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	18,167,293,408	95.92
内 日本	18,167,293,408	95.92
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	773,249,650	4.08
純資産総額	18,940,543,058	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

## その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引（買建）	456,540,000	2.41
内 日本	456,540,000	2.41

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

その他資産として、先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

## （参考情報）

## 「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」

（2019年12月30日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	34,017,175,664	97.35
内 アメリカ	23,117,445,405	66.16
内 イギリス	2,439,674,887	6.98
内 カナダ	1,721,505,882	4.93
内 アイルランド	1,354,990,703	3.88
内 バミューダ	1,182,399,134	3.38
内 イギリス領バージン諸島	998,073,909	2.86
内 スイス	967,317,538	2.77
内 フランス	887,624,692	2.54
内 オランダ	835,082,020	2.39
内 オーストラリア	513,061,494	1.47
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	925,548,328	2.65
純資産総額	34,942,723,992	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイノパトナム・海外債券マザーファンド」

(2019年12月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	7,821,276,484	79.90
内 アメリカ	3,414,836,530	34.89
内 イタリア	1,086,748,007	11.10
内 フランス	858,710,651	8.77
内 イギリス	634,070,013	6.48
内 スペイン	533,696,623	5.45
内 ベルギー	249,378,530	2.55
内 オーストラリア	200,987,637	2.05
内 オランダ	185,201,477	1.89
内 ドイツ	168,078,325	1.72
内 メキシコ	93,425,335	0.95
内 南アフリカ	93,342,412	0.95
内 アイルランド	72,942,179	0.75
内 ポーランド	62,478,408	0.64
内 マレーシア	48,174,272	0.49
内 デンマーク	47,774,224	0.49
内 スウェーデン	24,669,360	0.25
内 カナダ	24,582,702	0.25
内 ノルウェー	22,179,799	0.23
地方債証券	163,100,556	1.67
内 カナダ	163,100,556	1.67
特殊債券	761,729,818	7.78
内 国際機関	274,355,908	2.80
内 ドイツ	258,226,524	2.64
内 ルクセンブルグ	68,292,571	0.70
内 オランダ	66,432,818	0.68
内 フランス	62,257,059	0.64
内 アメリカ	32,164,938	0.33
社債券	666,603,989	6.81
内 アメリカ	551,570,373	5.63
内 イギリス	57,812,620	0.59
内 オーストラリア	57,220,996	0.58
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	376,094,875	3.84
純資産総額	9,788,805,722	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## 「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)」

(2019年12月30日現在)

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	ニッセイ国内債券マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	2,337,095,369	1.4702 3,436,015,716	1.4750 3,447,215,669	- -	54.99%
2	ニッセイ国内株式マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	995,222,543	1.2814 1,275,373,491	1.2748 1,268,709,697	- -	20.24%
3	ニッセイ/パトナム・海外株式 マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	251,394,852	2.5234 634,387,022	2.5509 641,283,127	- -	10.23%
4	ニッセイ/パトナム・海外債券 マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	221,305,300	2.8128 622,491,131	2.8324 626,825,131	- -	10.00%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	95.46
	小計		95.46
合計(対純資産総額比)			95.46

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

## 「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)」

(2019年12月30日現在)

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	ニッセイ国内債券マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	3,946,313,145	1.4702 5,801,894,385	1.4750 5,820,811,888	- -	35.12%
2	ニッセイ国内株式マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	3,926,718,794	1.2814 5,032,064,626	1.2748 5,005,781,118	- -	30.20%
3	ニッセイ/パトナム・海外株式 マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	1,322,753,883	2.5234 3,337,907,115	2.5509 3,374,212,880	- -	20.36%
4	ニッセイ/パトナム・海外債券 マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	582,193,726	2.8128 1,637,600,194	2.8324 1,649,005,509	- -	9.95%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	95.64
	小計		95.64
合計(対純資産総額比)			95.64

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

## 「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)」

(2019年12月30日現在)

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	ニッセイ国内株式マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	3,176,689,534	1.2814 4,070,913,131	1.2748 4,049,643,817	- -	40.76%
2	ニッセイ/パトナム・海外株式 マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	1,183,459,352	2.5234 2,986,426,457	2.5509 3,018,886,461	- -	30.38%
3	ニッセイ国内債券マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	992,258,157	1.4702 1,458,825,946	1.4750 1,463,580,781	- -	14.73%
4	ニッセイ/パトナム・海外債券 マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	347,250,397	2.8128 976,751,569	2.8324 983,552,024	- -	9.90%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	95.77
	小計		95.77
合計(対純資産総額比)			95.77

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

## (参考情報)

## 「ニッセイ国内株式マザーファンド」

(2019年12月30日現在)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	181,600	2,794.00 507,390,400	2,757.00 500,671,200	- -	3.06%
2	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	102,700	4,405.00 452,393,500	4,332.00 444,896,400	- -	2.72%
3	三菱商事 日本	株式 卸売業	151,600	2,913.00 441,610,800	2,900.00 439,640,000	- -	2.68%
4	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	56,200	7,744.00 435,212,800	7,714.00 433,526,800	- -	2.65%
5	S U B A R U 日本	株式 輸送用機器	156,900	2,802.50 439,712,250	2,713.50 425,748,150	- -	2.60%
6	三井住友フィナンシャルグ ループ 日本	株式 銀行業	102,700	4,100.00 421,070,000	4,038.00 414,702,600	- -	2.53%
7	ソニー 日本	株式 電気機器	55,900	7,326.00 409,523,400	7,401.00 413,715,900	- -	2.53%
8	I H I 日本	株式 機械	146,900	2,555.00 375,329,500	2,574.00 378,120,600	- -	2.31%
9	ラウンドワン 日本	株式 サービス業	333,000	1,082.00 360,306,000	1,058.00 352,314,000	- -	2.15%
10	パナソニック 日本	株式 電気機器	340,700	1,016.50 346,321,550	1,029.50 350,750,650	- -	2.14%
11	セブン&アイ・ホールディ ングス 日本	株式 小売業	86,200	4,035.00 347,817,000	4,003.00 345,058,600	- -	2.11%
12	朝日インテック 日本	株式 精密機器	106,600	3,180.00 338,988,000	3,200.00 341,120,000	- -	2.08%
13	日立製作所 日本	株式 電気機器	72,100	4,676.00 337,139,600	4,626.00 333,534,600	- -	2.04%

14	日立金属 日本	株式 鉄鋼	205,500	1,604.00 329,622,000	1,613.00 331,471,500	- -	2.02%
15	日揮ホールディングス 日本	株式 建設業	188,800	1,805.00 340,784,000	1,755.00 331,344,000	- -	2.02%
16	協和キリン 日本	株式 医薬品	128,600	2,475.00 318,285,000	2,573.00 330,887,800	- -	2.02%
17	TOYO TIRE 日本	株式 ゴム製品	200,900	1,636.00 328,672,400	1,575.00 316,417,500	- -	1.93%
18	エイチ・アイ・エス 日本	株式 サービス業	95,400	3,130.00 298,602,000	3,135.00 299,079,000	- -	1.83%
19	パーク24 日本	株式 不動産業	110,900	2,650.00 293,885,000	2,669.00 295,992,100	- -	1.81%
20	日本たばこ産業 日本	株式 食料品	117,700	2,522.50 296,898,250	2,432.50 286,305,250	- -	1.75%
21	西日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	29,700	9,514.00 282,565,800	9,441.00 280,397,700	- -	1.71%
22	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	442,800	599.20 265,325,760	593.20 262,668,960	- -	1.60%
23	日本M&Aセンター 日本	株式 サービス業	69,400	3,680.00 255,392,000	3,765.00 261,291,000	- -	1.59%
24	エムスリー 日本	株式 サービス業	78,600	3,195.00 251,127,000	3,305.00 259,773,000	- -	1.59%
25	トプコン 日本	株式 精密機器	174,900	1,443.00 252,380,700	1,423.00 248,882,700	- -	1.52%
26	良品計画 日本	株式 小売業	95,900	2,533.00 242,914,700	2,556.00 245,120,400	- -	1.50%
27	栗田工業 日本	株式 機械	74,800	3,230.00 241,604,000	3,255.00 243,474,000	- -	1.49%
28	T&Dホールディングス 日本	株式 保険業	173,200	1,433.00 248,195,600	1,395.00 241,614,000	- -	1.47%
29	クラレ 日本	株式 化学	179,600	1,365.00 245,154,000	1,331.00 239,047,600	- -	1.46%
30	富士通ゼネラル 日本	株式 電気機器	95,000	2,431.00 230,945,000	2,459.00 233,605,000	- -	1.43%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。



## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	13.24
		輸送用機器	8.69
		サービス業	8.02
		医薬品	7.90
		銀行業	7.00
		小売業	5.29
		化学	5.29
		卸売業	5.20
		情報・通信業	5.16
		機械	4.60
		精密機器	3.60
		不動産業	3.09
		鉄鋼	2.81
		陸運業	2.64
		保険業	2.54
		建設業	2.02
		ゴム製品	1.93
		食料品	1.75
		倉庫・運輸関連業	1.40
		電気・ガス業	1.25
		空運業	1.22
		繊維製品	0.91
		証券、商品先物取引業	0.90
ガラス・土石製品	0.78		
その他金融業	0.63		
非鉄金属	0.53		
	小計		98.38
合計（対純資産総額比）			98.38

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ国内債券マザーファンド」

（2019年12月30日現在）

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は額面金額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	評価単価（円） 評価金額（円）	利率 (%) 償還日	投資 比率
1	第139回 利付国債（5年） 日本	国債証券	1,704,900,000	100.78 1,718,300,514	100.99 1,721,812,608	0.100000 2024/3/20	9.09%
2	第407回 利付国債（2年） 日本	国債証券	1,676,800,000	100.38 1,683,303,528	100.45 1,684,462,976	0.100000 2021/12/1	8.89%
3	第345回 利付国債（10年） 日本	国債証券	1,103,800,000	101.23 1,117,376,740	101.50 1,120,434,266	0.100000 2026/12/20	5.92%
4	第323回 利付国債（10年） 日本	国債証券	1,027,800,000	102.49 1,053,453,888	102.54 1,053,967,788	0.900000 2022/6/20	5.56%
5	第356回 利付国債（10年） 日本	国債証券	817,200,000	100.92 824,744,700	101.21 827,128,980	0.100000 2029/9/20	4.37%
6	第138回 利付国債（5年） 日本	国債証券	600,100,000	100.76 604,666,761	100.93 605,704,934	0.100000 2023/12/20	3.20%
7	第127回 利付国債（20年） 日本	国債証券	419,300,000	120.54 505,424,220	120.94 507,105,613	1.900000 2031/3/20	2.68%

8	第140回 利付国債(20年) 日本	国債証券	391,800,000	120.05 470,375,490	120.60 472,514,718	1.700000 2032/9/20	2.49%
9	第58回 利付国債(30年) 日本	国債証券	342,600,000	110.14 377,367,048	110.83 379,730,988	0.800000 2048/3/20	2.00%
10	第123回 利付国債(5年) 日本	国債証券	359,600,000	100.06 359,824,354	100.06 359,824,354	0.100000 2020/3/20	1.90%
11	第353回 利付国債(10年) 日本	国債証券	333,600,000	101.12 337,356,336	101.39 338,250,384	0.100000 2028/12/20	1.79%
12	第43回 利付国債(30年) 日本	国債証券	234,800,000	131.19 308,036,468	131.89 309,684,764	1.700000 2044/6/20	1.64%
13	第23回 物価連動国債(10年) 日本	国債証券	267,900,000	103.95 278,486,438	104.08 278,839,294	0.100000 2028/3/10	1.47%
14	第24回 物価連動国債(10年) 日本	国債証券	266,000,000	103.13 274,333,970	103.36 274,951,186	0.100000 2029/3/10	1.45%
15	第99回 利付国債(20年) 日本	国債証券	231,600,000	117.34 271,771,020	117.59 272,338,440	2.100000 2027/12/20	1.44%
16	第320回 利付国債(10年) 日本	国債証券	249,000,000	102.18 254,440,650	102.22 254,532,780	1.000000 2021/12/20	1.34%
17	第159回 利付国債(20年) 日本	国債証券	236,600,000	105.96 250,708,458	106.64 252,324,436	0.600000 2036/12/20	1.33%
18	第143回 利付国債(20年) 日本	国債証券	208,300,000	119.28 248,472,738	119.85 249,655,882	1.600000 2033/3/20	1.32%
19	第390回 利付国債(2年) 日本	国債証券	248,200,000	100.15 248,580,634	100.15 248,580,634	0.100000 2020/7/1	1.31%
20	第118回 利付国債(20年) 日本	国債証券	200,000,000	120.60 241,202,000	120.90 241,808,000	2.000000 2030/6/20	1.28%
21	第60回 利付国債(30年) 日本	国債証券	211,500,000	113.05 239,113,657	113.60 240,274,575	0.900000 2048/9/20	1.27%
22	第64回 利付国債(30年) 日本	国債証券	222,500,000	99.18 220,692,003	99.73 221,910,375	0.400000 2049/9/20	1.17%
23	第149回 利付国債(20年) 日本	国債証券	184,200,000	118.97 219,155,634	119.68 220,465,296	1.500000 2034/6/20	1.16%
24	第34回 利付国債(30年) 日本	国債証券	158,100,000	138.48 218,949,528	139.11 219,947,139	2.200000 2041/3/20	1.16%
25	第170回 利付国債(20年) 日本	国債証券	216,800,000	99.98 216,769,140	100.46 217,812,456	0.300000 2039/9/20	1.15%
26	第137回 利付国債(5年) 日本	国債証券	214,000,000	100.75 215,607,140	100.89 215,911,020	0.100000 2023/9/20	1.14%
27	第147回 利付国債(20年) 日本	国債証券	176,500,000	119.95 211,717,045	120.64 212,933,130	1.600000 2033/12/20	1.12%

28	第392回 利付国債(2年) 日本	国債証券	203,400,000	100.24 203,892,206	100.24 203,892,206	0.100000 2020/9/1	1.08%
29	第54回 利付国債(30年) 日本	国債証券	178,800,000	110.23 197,093,028	110.90 198,289,200	0.800000 2047/3/20	1.05%
30	第153回 利付国債(20年) 日本	国債証券	168,500,000	116.79 196,791,150	117.45 197,913,360	1.300000 2035/6/20	1.04%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
公社債券	国内	国債証券	95.92
	小計		95.92
合計(対純資産総額比)			95.92

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種別及び各業種の評価金額の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」

(2019年12月30日現在)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 又は額面 金額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	NRG ENERGY INC アメリカ	株式 公益事業	328,731	4,416.36 1,451,795,622	4,298.03 1,412,898,592	- -	4.04%
2	ASSURED GUARANTY LTD バミューダ	株式 保険	220,295	5,408.97 1,191,570,632	5,367.34 1,182,399,134	- -	3.38%
3	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 小売	5,707	196,362.19 1,120,639,057	204,855.28 1,169,109,128	- -	3.35%
4	ONEOK INC アメリカ	株式 エネルギー	127,000	8,105.24 1,029,366,597	8,294.78 1,053,438,025	- -	3.01%
5	NOMAD FOODS LTD イギリス領バージン諸島	株式 食品・飲料・タバコ	414,649	2,375.26 984,899,515	2,407.03 998,073,909	- -	2.86%
6	CENOVUS ENERGY INC カナダ	株式 エネルギー	855,213	1,089.26 931,557,864	1,103.51 943,739,775	- -	2.70%
7	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	49,600	17,059.58 846,155,544	17,415.65 863,816,616	- -	2.47%
8	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 銀行	188,600	3,829.12 722,172,409	3,872.94 730,437,615	- -	2.09%
9	UNION PACIFIC CORP アメリカ	株式 運輸	34,200	19,443.61 664,971,571	19,875.27 679,734,562	- -	1.95%
10	FISERV INC アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	52,867	12,763.73 674,780,642	12,827.28 678,140,065	- -	1.94%
11	SERVICENOW INC アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	20,400	30,510.26 622,409,483	31,430.57 641,183,685	- -	1.83%
12	CIGNA CORP アメリカ	株式 ヘルスケア機器・サービス	28,600	21,771.76 622,672,427	22,350.24 639,216,864	- -	1.83%
13	VISA INC-CLASS A SHARES アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	30,700	20,437.32 627,425,797	20,749.56 637,011,749	- -	1.82%
14	ALPHABET INC-CL C アメリカ	株式 メディア・娯楽	4,207	148,567.74 625,024,492	148,113.06 623,111,678	- -	1.78%

15	SIG COMBIBLOC GROUP スイス	株式 素材	350,684	1,715.22 601,501,613	1,744.44 611,750,002	- -	1.75%
16	ADVANCE AUTO PARTS アメリカ	株式 小売	34,700	17,143.94 594,895,023	17,348.82 602,004,262	- -	1.72%
17	SUMMIT MATERIALS INC - CL A アメリカ	株式 素材	227,667	2,708.32 616,595,817	2,611.91 594,645,805	- -	1.70%
18	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE アメリカ	株式 素材	9,200	63,309.24 582,445,063	63,729.95 586,315,598	- -	1.68%
19	WALT DISNEY CO アメリカ	株式 メディア・娯楽	34,800	16,012.19 557,224,351	15,968.37 555,699,276	- -	1.59%
20	DANAHER CORP アメリカ	株式 ヘルスケア機器・ サービス	32,600	16,482.20 537,319,928	16,749.53 546,034,769	- -	1.56%
21	COMPASS GROUP PLC イギリス	株式 消費者サービス	197,977	2,681.64 530,903,279	2,731.14 540,703,259	- -	1.55%
22	BOSTON SCIENTIFIC CORP アメリカ	株式 ヘルスケア機器・ サービス	109,100	4,911.57 535,852,810	4,954.30 540,514,479	- -	1.55%
23	AXA フランス	株式 保険	173,892	3,068.40 533,570,491	3,089.23 537,192,974	- -	1.54%
24	ASTRAZENECA PLC イギリス	株式 医薬品・バイオテック ノロジー・ライフサイ エンス	47,925	10,953.26 524,935,138	11,112.52 532,567,808	- -	1.52%
25	QBE INSURANCE GROUP LTD オーストラリア	株式 保険	514,182	1,006.23 517,389,467	997.82 513,061,494	- -	1.47%
26	LOWE'S COS INC アメリカ	株式 小売	38,800	13,170.20 511,004,054	13,172.39 511,089,073	- -	1.46%
27	JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC アイルランド	株式 資本財	112,200	4,465.66 501,047,680	4,498.53 504,735,469	- -	1.44%
28	ADOBE INC アメリカ	株式 ソフトウェア・サー ビス	13,800	35,895.14 495,352,970	36,241.35 500,130,663	- -	1.43%
29	ASHTED GROUP PLC イギリス	株式 資本財	137,458	3,457.86 475,311,619	3,509.52 482,411,710	- -	1.38%
30	CARMAX INC アメリカ	株式 小売	49,700	10,485.19 521,113,975	9,685.10 481,349,668	- -	1.38%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	ソフトウェア・サービス	12.68
		保険	8.50
		エネルギー	8.15
		小売	7.91
		素材	7.23
		食品・飲料・タバコ	5.93
		メディア・娯楽	5.68
		資本財	5.59
		ヘルスケア機器・サービス	4.94
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.86
		銀行	4.35
		公益事業	4.04
		運輸	3.53
		半導体・半導体製造装置	3.33
		消費者サービス	3.13
		各種金融	2.76
		耐久消費財・アパレル	1.34
		家庭用品・パーソナル用品	1.21
		商業・専門サービス	1.11
食品・生活必需品小売り	1.09		
	小計		97.35
合計(対純資産総額比)			97.35

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

株式(外国)の業種はGICS分類(産業グループ)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&P及びMSCI Inc.に帰属します。

(参考情報)

「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」

(2019年12月30日現在)

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	886,669,080	107.57 953,825,396	108.17 959,189,744	2.750000 2042/8/15	9.80%
2	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	693,843,480	101.22 702,322,247	101.47 704,056,856	2.000000 2025/2/15	7.19%
3	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	688,913,280	101.01 695,878,193	101.13 696,766,891	2.000000 2023/2/15	7.12%
4	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	493,020,000	100.98 497,851,596	101.09 498,428,429	2.000000 2022/11/30	5.09%
5	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	337,554,360	106.61 359,890,332	106.90 360,852,361	2.750000 2028/2/15	3.69%
6	UK TSY 3 1/4% 2044 イギリス	国債証券	228,133,200	140.13 319,701,303	141.25 322,240,426	3.250000 2044/1/22	3.29%
7	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証券	249,981,600	122.78 306,949,906	122.87 307,174,890	2.750000 2027/10/25	3.14%
8	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	200,965,600	140.58 282,523,469	140.66 282,696,299	6.500000 2027/11/1	2.89%
9	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証券	266,647,040	104.62 278,982,132	104.69 279,166,118	0.500000 2025/5/25	2.85%
10	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	214,445,000	100.34 215,182,690	100.32 215,141,946	0.700000 2020/5/1	2.20%
11	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	186,252,000	104.70 195,018,881	104.98 195,542,249	2.625000 2026/1/31	2.00%
12	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	156,851,200	115.88 181,771,718	115.90 181,796,814	4.750000 2023/8/1	1.86%

13	EFSF 国際機関	特殊債券	166,654,400	107.31 178,853,502	107.24 178,731,844	2.250000 2022/9/5	1.83%
14	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO スペイン	国債証券	150,724,200	117.65 177,336,064	117.73 177,449,107	4.400000 2023/10/31	1.81%
15	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券	107,957,740	155.39 167,758,770	155.68 168,078,325	2.500000 2044/7/4	1.72%
16	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO スペイン	国債証券	116,413,000	141.69 164,956,056	142.04 165,354,189	5.150000 2028/10/31	1.69%
17	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証券	90,679,600	178.54 161,905,705	178.66 162,010,893	4.500000 2041/4/25	1.66%
18	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	105,384,400	145.50 153,335,355	145.74 153,588,278	4.750000 2044/9/1	1.57%
19	UK TSY 2 3/4% 2024 イギリス	国債証券	123,392,800	110.00 135,732,080	110.11 135,873,981	2.750000 2024/9/7	1.39%
20	KFW ドイツ	特殊債券	129,280,800	100.20 129,548,411	100.14 129,464,378	4.000000 2020/1/27	1.32%
21	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	98,032,000	102.90 100,875,908	102.82 100,804,344	4.000000 2020/9/1	1.03%
22	AUSTRALIAN GOVERNMENT オーストラリア	国債証券	87,232,800	115.29 100,574,184	114.90 100,237,465	5.500000 2023/4/21	1.02%
23	BELGIUM KINGDOM ベルギー	国債証券	56,368,400	171.90 96,901,225	171.89 96,893,333	4.250000 2041/3/28	0.99%
24	MEX BONOS DESARR FIX RT メキシコ	国債証券	82,178,400	113.88 93,587,227	113.68 93,425,335	10.000000 2024/12/5	0.95%
25	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 南アフリカ	国債証券	91,728,000	101.50 93,113,092	101.75 93,342,412	7.750000 2023/2/28	0.95%
26	BELGIUM KINGDOM ベルギー	国債証券	85,778,000	107.97 92,623,084	108.07 92,708,004	1.000000 2026/6/22	0.95%
27	UK TSY 1.75% 2022 イギリス	国債証券	86,088,000	103.28 88,916,851	103.31 88,941,817	1.750000 2022/9/7	0.91%
28	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	78,425,600	109.08 85,551,350	109.11 85,573,309	2.500000 2024/12/1	0.87%
29	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO スペイン	国債証券	44,604,560	185.17 82,596,940	186.76 83,307,044	5.150000 2044/10/31	0.85%
30	NETHERLANDS GOVERNMENT オランダ	国債証券	71,073,200	105.48 74,968,722	105.54 75,017,762	0.500000 2026/7/15	0.77%

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
公社債券	外国	国債証券	79.90
		地方債証券	1.67
		特殊債券	7.78
		社債券	6.81
	小計	96.16	
合計(対純資産総額比)			96.16

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

#### 【投資不動産物件】

「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)」  
該当事項はありません。

「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)」  
該当事項はありません。

「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)」  
該当事項はありません。

(参考情報)

「ニッセイ国内株式マザーファンド」  
該当事項はありません。

(参考情報)

「ニッセイ国内債券マザーファンド」  
該当事項はありません。

(参考情報)

「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」  
該当事項はありません。

(参考情報)

「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」  
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)」  
該当事項はありません。

「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)」  
該当事項はありません。

「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)」  
該当事項はありません。

(参考情報)

「ニッセイ国内株式マザーファンド」

(2019年12月30日現在)

種類	取引所名称	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率
株価指数 先物取引	大阪取引所	TOPIX先物 0203月	買建	11	189,860,000	189,310,000	1.16%

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率であります。

(注2) 先物取引の時価は、原則として、計算日に知りうる直近の日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

(参考情報)

「ニッセイ国内債券マザーファンド」

(2019年12月30日現在)

種類	取引所名称	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率
債券先物取引	大阪取引所	長国先物0203月	買建	3	455,370,000	456,540,000	2.41%

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率であります。

(注2) 先物取引の時価は、原則として、計算日に知りうる直近の日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

(参考情報)

「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」  
該当事項はありません。

(参考情報)

「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」  
該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

## 「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)」

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第10計算期間末 (2010年12月20日)	2,499,401,321	2,499,401,321	0.9958	0.9958
第11計算期間末 (2011年12月20日)	2,723,176,396	2,723,176,396	0.9578	0.9578
第12計算期間末 (2012年12月20日)	3,291,717,592	3,291,717,592	1.0421	1.0421
第13計算期間末 (2013年12月20日)	4,136,822,542	4,136,822,542	1.2261	1.2261
第14計算期間末 (2014年12月22日)	4,963,714,265	4,963,714,265	1.3247	1.3247
第15計算期間末 (2015年12月21日)	5,587,253,032	5,587,253,032	1.3561	1.3561
第16計算期間末 (2016年12月20日)	6,025,341,775	6,025,341,775	1.3814	1.3814
第17計算期間末 (2017年12月20日)	6,446,154,578	6,446,154,578	1.4608	1.4608
第18計算期間末 (2018年12月20日)	6,088,532,109	6,088,532,109	1.3904	1.3904
第19計算期間末 (2019年12月20日)	6,254,063,379	6,254,063,379	1.4819	1.4819
2018年12月末日	6,053,371,853	-	1.3843	-
2019年1月末日	6,206,353,552	-	1.4136	-
2月末日	6,204,685,424	-	1.4310	-
3月末日	6,218,917,758	-	1.4374	-
4月末日	6,202,720,794	-	1.4442	-
5月末日	6,104,069,894	-	1.4184	-
6月末日	6,141,455,714	-	1.4346	-
7月末日	6,179,257,428	-	1.4450	-
8月末日	6,139,407,807	-	1.4393	-
9月末日	6,177,628,527	-	1.4539	-
10月末日	6,249,575,480	-	1.4712	-
11月末日	6,267,500,063	-	1.4795	-
12月末日	6,268,308,822	-	1.4852	-



## 「DCニッセイノパトナム・グローバルバランス(標準型)」

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第10計算期間末 (2010年12月20日)	6,568,841,343	6,568,841,343	0.9298	0.9298
第11計算期間末 (2011年12月20日)	6,726,581,423	6,726,581,423	0.8610	0.8610
第12計算期間末 (2012年12月20日)	8,182,354,099	8,182,354,099	0.9778	0.9778
第13計算期間末 (2013年12月20日)	11,127,504,623	11,127,504,623	1.2525	1.2525
第14計算期間末 (2014年12月22日)	13,227,927,812	13,227,927,812	1.3846	1.3846
第15計算期間末 (2015年12月21日)	14,480,919,031	14,480,919,031	1.4245	1.4245
第16計算期間末 (2016年12月20日)	15,435,532,394	15,435,532,394	1.4483	1.4483
第17計算期間末 (2017年12月20日)	16,766,129,556	16,766,129,556	1.5881	1.5881
第18計算期間末 (2018年12月20日)	15,555,555,957	15,555,555,957	1.4695	1.4695
第19計算期間末 (2019年12月20日)	16,540,261,328	16,540,261,328	1.6210	1.6210
2018年12月末日	15,435,160,355	-	1.4573	-
2019年1月末日	16,002,896,389	-	1.5070	-
2月末日	16,148,122,118	-	1.5368	-
3月末日	16,102,560,879	-	1.5408	-
4月末日	16,177,287,248	-	1.5585	-
5月末日	15,617,401,320	-	1.5070	-
6月末日	15,788,094,095	-	1.5291	-
7月末日	15,988,564,058	-	1.5478	-
8月末日	15,734,730,603	-	1.5231	-
9月末日	16,028,503,607	-	1.5573	-
10月末日	16,366,748,968	-	1.5910	-
11月末日	16,455,817,695	-	1.6103	-
12月末日	16,573,011,979	-	1.6243	-

## 「DCニッセイノパトナム・グローバルバランス(株式重視型)」

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第10計算期間末 (2010年12月20日)	3,384,544,449	3,384,544,449	0.8593	0.8593
第11計算期間末 (2011年12月20日)	3,341,980,339	3,341,980,339	0.7645	0.7645
第12計算期間末 (2012年12月20日)	4,297,129,476	4,297,129,476	0.9050	0.9050
第13計算期間末 (2013年12月20日)	6,284,755,364	6,284,755,364	1.2596	1.2596
第14計算期間末 (2014年12月22日)	7,516,524,514	7,516,524,514	1.4233	1.4233
第15計算期間末 (2015年12月21日)	8,148,309,314	8,148,309,314	1.4707	1.4707
第16計算期間末 (2016年12月20日)	8,720,727,104	8,720,727,104	1.4894	1.4894
第17計算期間末 (2017年12月20日)	9,677,246,721	9,677,246,721	1.6933	1.6933
第18計算期間末 (2018年12月20日)	8,830,207,726	8,830,207,726	1.5200	1.5200
第19計算期間末 (2019年12月20日)	9,918,232,676	9,918,232,676	1.7330	1.7330
2018年12月末日	8,715,067,439	-	1.5005	-
2019年1月末日	9,158,813,735	-	1.5709	-
2月末日	9,289,103,436	-	1.6137	-
3月末日	9,280,272,139	-	1.6147	-
4月末日	9,373,190,208	-	1.6444	-
5月末日	8,950,922,592	-	1.5647	-
6月末日	9,063,348,740	-	1.5929	-
7月末日	9,273,515,404	-	1.6202	-
8月末日	9,013,858,548	-	1.5747	-
9月末日	9,308,376,687	-	1.6297	-
10月末日	9,619,478,934	-	1.6813	-
11月末日	9,791,060,979	-	1.7127	-
12月末日	9,935,530,950	-	1.7362	-

## 【分配の推移】

## 「DCニッセイノパトナム・グローバルバランス(債券重視型)」

	1口当たりの分配金(円)
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000

## 「DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（標準型）」

	1口当たりの分配金(円)
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000

## 「DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（株式重視型）」

	1口当たりの分配金(円)
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000

## 【収益率の推移】

## 「DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（債券重視型）」

	収益率(%)
第10計算期間	0.6
第11計算期間	3.8
第12計算期間	8.8
第13計算期間	17.7
第14計算期間	8.0
第15計算期間	2.4
第16計算期間	1.9
第17計算期間	5.7
第18計算期間	4.8
第19計算期間	6.6

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた額により算出しております（第1計算期間については、前計算期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

## 「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（標準型）」

	収益率(%)
第10計算期間	0.7
第11計算期間	7.4
第12計算期間	13.6
第13計算期間	28.1
第14計算期間	10.5
第15計算期間	2.9
第16計算期間	1.7
第17計算期間	9.7
第18計算期間	7.5
第19計算期間	10.3

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた額により算出しております（第1計算期間については、前計算期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

## 「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（株式重視型）」

	収益率(%)
第10計算期間	0.7
第11計算期間	11.0
第12計算期間	18.4
第13計算期間	39.2
第14計算期間	13.0
第15計算期間	3.3
第16計算期間	1.3
第17計算期間	13.7
第18計算期間	10.2
第19計算期間	14.0

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた額により算出しております（第1計算期間については、前計算期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

## (4) 【設定及び解約の実績】

## 「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（債券重視型）」

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第10計算期間	545,410,468	213,948,678	2,509,903,509
第11計算期間	578,240,163	245,039,210	2,843,104,462
第12計算期間	586,550,726	270,867,225	3,158,787,963
第13計算期間	751,419,947	536,107,413	3,374,100,497
第14計算期間	817,633,672	444,555,634	3,747,178,535
第15計算期間	897,423,787	524,641,170	4,119,961,152
第16計算期間	691,752,841	449,856,701	4,361,857,292
第17計算期間	647,574,577	596,689,587	4,412,742,282
第18計算期間	548,977,000	582,749,497	4,378,969,785
第19計算期間	533,951,919	692,682,528	4,220,239,176

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

## 「DCニッセイノパトナム・グローバルバランス(標準型)」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第10計算期間	1,370,362,003	490,987,363	7,064,707,863
第11計算期間	1,270,668,761	522,487,871	7,812,888,753
第12計算期間	1,212,513,645	657,382,525	8,368,019,873
第13計算期間	1,600,562,237	1,084,263,068	8,884,319,042
第14計算期間	1,710,868,114	1,041,735,921	9,553,451,235
第15計算期間	1,678,265,108	1,066,148,574	10,165,567,769
第16計算期間	1,374,224,323	881,935,845	10,657,856,247
第17計算期間	1,018,677,514	1,119,478,585	10,557,055,176
第18計算期間	983,660,917	955,074,931	10,585,641,162
第19計算期間	899,647,401	1,281,610,342	10,203,678,221

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

## 「DCニッセイノパトナム・グローバルバランス(株式重視型)」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第10計算期間	886,009,690	307,793,830	3,938,744,340
第11計算期間	815,153,356	382,188,304	4,371,709,392
第12計算期間	747,912,755	371,377,662	4,748,244,485
第13計算期間	1,206,182,414	964,783,823	4,989,643,076
第14計算期間	1,132,699,688	841,393,296	5,280,949,468
第15計算期間	1,079,021,340	819,371,204	5,540,599,604
第16計算期間	851,282,022	536,564,151	5,855,317,475
第17計算期間	752,490,211	892,922,645	5,714,885,041
第18計算期間	738,580,557	644,120,372	5,809,345,226
第19計算期間	716,153,007	802,341,904	5,723,156,329

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

&lt; 参考情報 &gt;

## 3. 運用実績

2019年12月末現在

### DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（債券重視型）

#### ● 基準価額・純資産の推移



・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

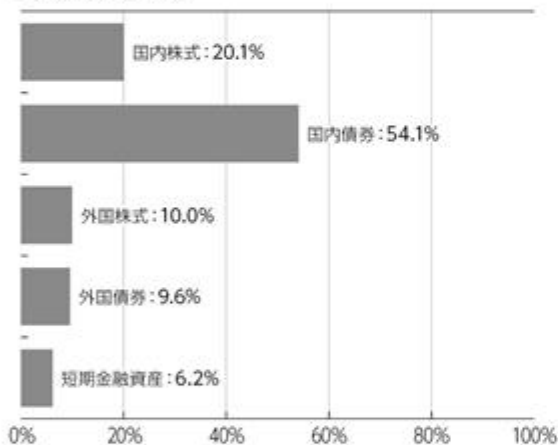
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

基準価額	14,852円
純資産総額	62億円

#### ● 分配の推移 1万口当り(税引前)

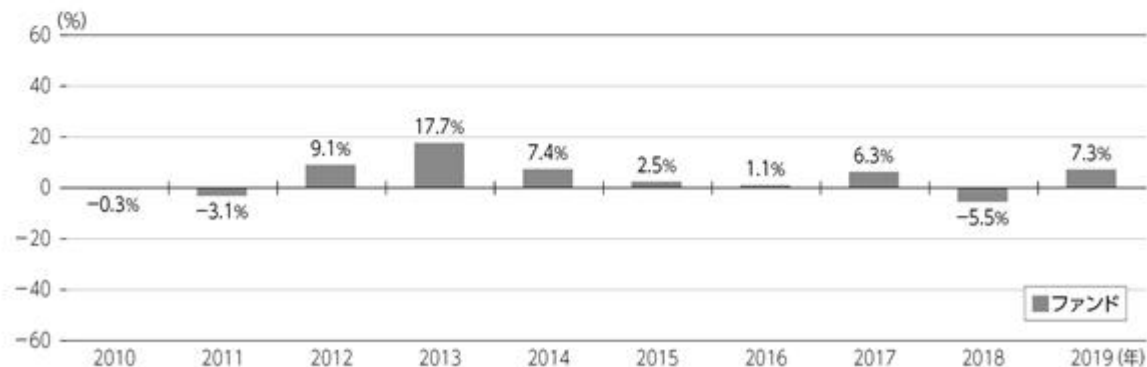
2015年12月	0円
2016年12月	0円
2017年12月	0円
2018年12月	0円
2019年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

#### ● 資産構成比率



・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

#### ● 年間収益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

・2019年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

**!** ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

2019年12月末現在

## 3.運用実績

## DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス(標準型)

## ●基準価額・純資産の推移



・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

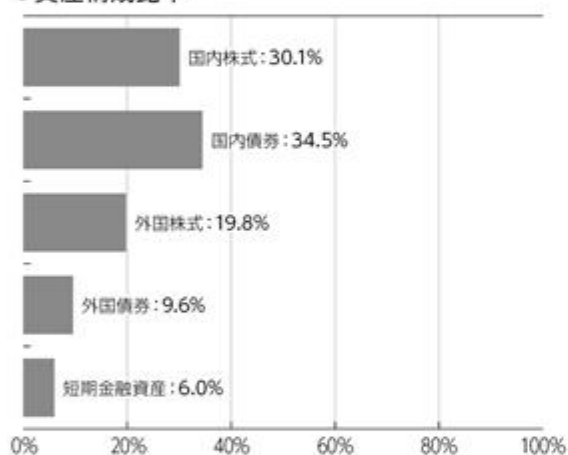
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

基準価額	16,243円
純資産総額	165億円

## ●分配の推移 1万口当り(税引前)

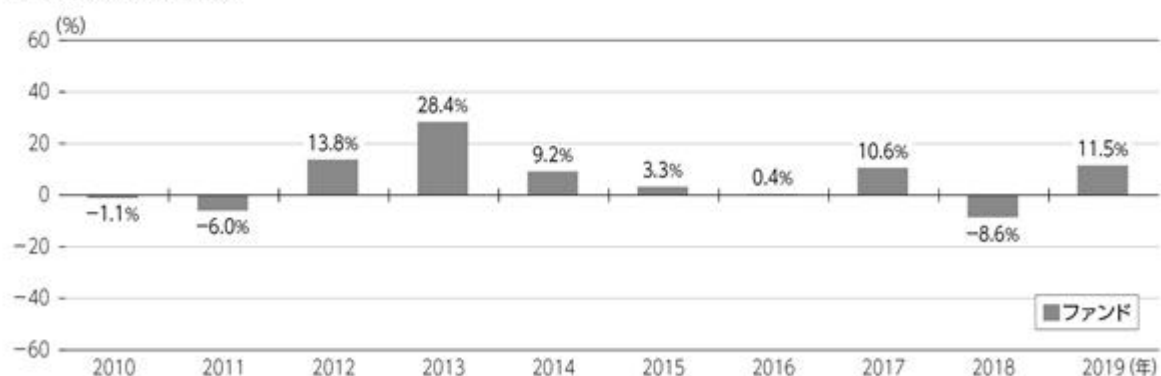
2015年12月	0円
2016年12月	0円
2017年12月	0円
2018年12月	0円
2019年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

## ●資産構成比率



・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

## ●年間収益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

・2019年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

■ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

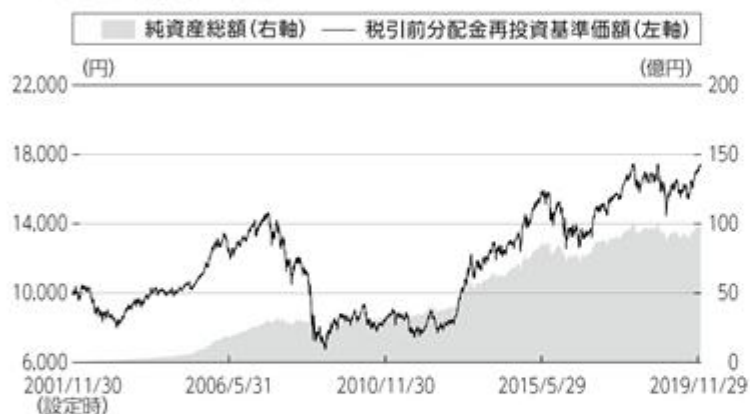
最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 3.運用実績

2019年12月末現在

## DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（株式重視型）

## ●基準価額・純資産の推移



・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

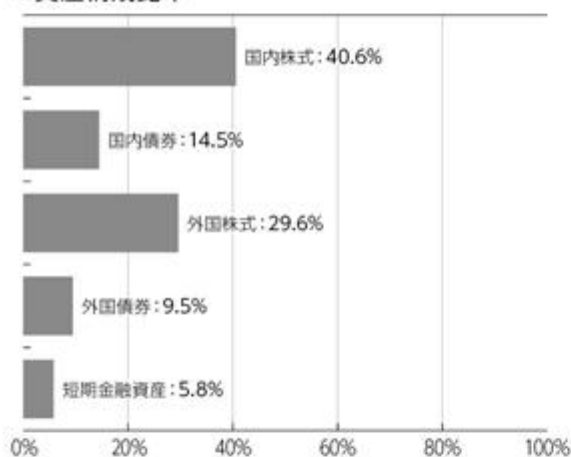
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

基準価額	17,362円
純資産総額	99億円

## ●分配の推移 1万口当り(税引前)

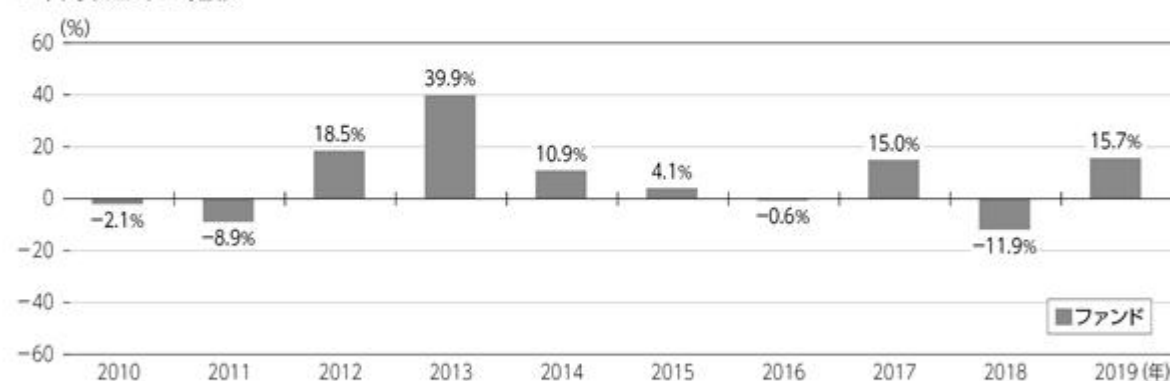
2015年12月	0円
2016年12月	0円
2017年12月	0円
2018年12月	0円
2019年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

## ●資産構成比率



・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

## ●年間収益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

・2019年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。



2019年12月末現在

## 3.運用実績

## ●マザーファンドの状況

## 1.ニッセイ国内株式マザーファンド

## 組入上位銘柄

	銘柄	比率
1	日本電信電話	3.1%
2	武田薬品工業	2.8%
3	三菱商事	2.7%
4	トヨタ自動車	2.7%
5	SUBARU	2.6%

・比率は対組入株式評価額比です。

## 2.ニッセイ国内債券マザーファンド

## 組入上位銘柄

	銘柄	償還日	クーポン	比率
1	第139回 利付国債(5年)	2024/03/20	0.100%	9.2%
2	第407回 利付国債(2年)	2021/12/01	0.100%	9.0%
3	第345回 利付国債(10年)	2026/12/20	0.100%	6.0%
4	第323回 利付国債(10年)	2022/06/20	0.900%	5.7%
5	第356回 利付国債(10年)	2029/09/20	0.100%	4.4%

・比率は対組入債券評価額比です。

## 3.ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

## 組入上位銘柄

	銘柄	国・地域	業種	比率
1	NRGエナジー	アメリカ	公益事業	4.2%
2	アシュアード・ギャランティー	アメリカ	金融	3.5%
3	アマゾン・ドット・コム	アメリカ	一般消費財・サービス	3.4%
4	ONEOK	アメリカ	エネルギー	3.1%
5	ノマド・フーズ	イギリス	生活必需品	2.9%

・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。

・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&amp;PおよびMSCI Inc.に帰属します。

・比率は対組入株式等評価額比です。

## 4.ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

## 組入上位銘柄

	銘柄	国・地域	償還日	クーポン	比率
1	アメリカ国債	アメリカ	2042/08/15	2.750%	9.8%
2	アメリカ国債	アメリカ	2025/02/15	2.000%	7.2%
3	アメリカ国債	アメリカ	2023/02/15	2.000%	7.1%
4	アメリカ国債	アメリカ	2022/11/30	2.000%	5.1%
5	アメリカ国債	アメリカ	2028/02/15	2.750%	3.7%

・比率は対純資産総額比です。

## 組入上位業種

	業種	比率
1	電気機器	13.5%
2	輸送用機器	8.8%
3	サービス業	8.2%
4	医薬品	8.0%
5	銀行業	7.1%

・比率は対組入株式評価額比です。

## 組入債券種別

	種別	比率
	日本国債	100.0%
	その他	-

・比率は対組入債券評価額比です。

## 組入上位国・地域

	国・地域	比率
1	アメリカ	76.2%
2	イギリス	10.2%
3	カナダ	4.0%
4	スイス	2.8%
5	フランス	2.6%

・国・地域はパトナム社の分類によるものです。

・比率は対組入株式等評価額比です。

## 組入上位国・地域

	国・地域	比率
1	アメリカ	40.8%
2	イタリア	11.1%
3	フランス	9.4%
4	イギリス	7.1%
5	スペイン	5.5%

・比率は対純資産総額比です。

■ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

#### 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含まれます）を締結します。

#### 申込単位

1円以上1円単位とします。

#### 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### 販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### 申込手数料

ありません。

#### その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

2. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

### 2【換金（解約）手続等】

#### 換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

#### 換金単位

1口単位とします。

#### 換金価額

換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金手数料はありません。

#### 信託財産留保額

ありません。

#### 支払開始日

換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

## その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

### 3【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	証券取引所における計算日の最終相場で評価します。
国内債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価します。
外国株式	証券取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。
国内株式先物取引	証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。
国内債券先物取引	証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

#### （2）【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

無期限です。

## (4) 【計算期間】

毎年12月21日から翌年12月20日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

## (5) 【その他】

繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

・やむを得ない事情が発生したとき

2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。

4. 前記3.の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。

5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 前記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。

7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。

8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。

10. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1.から5.の規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「約款の変更」に規定する約款の変更を行う場合において、「繰上償還 3.」または「約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

#### 公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ(<https://www.nam.co.jp/>)に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。
- ・ 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(<https://www.nam.co.jp/>)に掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、交付します。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された「運用の再委託に関する契約」は、委託会社、投資顧問会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、ファンドの償還日まで存続するものとします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

##### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

##### (3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

##### (4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

##### (5) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要 (5) その他 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（債券重視型）

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（2018年12月21日から2019年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（標準型）

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（2018年12月21日から2019年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（株式重視型）

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（2018年12月21日から2019年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（債券重視型）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 (2018年12月20日現在)	第19期 (2019年12月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	127,056,480	3,473,552
コール・ローン	210,745,234	318,476,583
親投資信託受益証券	5,788,607,285	5,969,317,583
未収入金	8,631,386	5,425,474
流動資産合計	6,135,040,385	6,296,693,192
資産合計	6,135,040,385	6,296,693,192
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	8,682,027	5,292,790
未払受託者報酬	3,416,403	3,372,437
未払委託者報酬	34,164,447	33,724,673
その他未払費用	245,399	239,913
流動負債合計	46,508,276	42,629,813
負債合計	46,508,276	42,629,813
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	4,378,969,785	4,220,239,176
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,709,562,324	2,033,824,203
純資産合計	6,088,532,109	6,254,063,379
負債純資産合計	6,135,040,385	6,296,693,192



## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第18期 (自2017年12月21日 至2018年12月20日)	第19期 (自2018年12月21日 至2019年12月20日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	3,174	6,164
有価証券売買等損益	231,941,437	468,939,484
営業収益合計	231,938,263	468,945,648
<b>営業費用</b>		
支払利息	250,653	220,157
受託者報酬	6,842,839	6,691,703
委託者報酬	68,429,159	66,917,655
その他費用	533,106	503,893
営業費用合計	76,055,757	74,333,408
営業利益又は営業損失( )	307,994,020	394,612,240
経常利益又は経常損失( )	307,994,020	394,612,240
当期純利益又は当期純損失( )	307,994,020	394,612,240
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	8,764,533	31,553,311
期首剰余金又は期首欠損金( )	2,033,412,296	1,709,562,324
剰余金増加額又は欠損金減少額	243,486,055	233,014,127
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	243,486,055	233,014,127
剰余金減少額又は欠損金増加額	268,106,540	271,811,177
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	268,106,540	271,811,177
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,709,562,324	2,033,824,203

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
---------------------	---

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項目	第18期 2018年12月20日現在	第19期 2019年12月20日現在
1 . 受益権総口数	4,378,969,785口	4,220,239,176口
2 . 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3904円 (13,904円)	1.4819円 (14,819円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項目	第18期 自2017年12月21日 至2018年12月20日	第19期 自2018年12月21日 至2019年12月20日
1 . 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用	5,721,896円	5,564,132円
2 . 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,390,215,596円)及び分配準備積立金(965,906,880円)より分配対象収益は2,356,122,476円(1口当たり0.538054円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(108,439,631円)、収益調整金(1,448,665,986円)及び分配準備積立金(822,037,240円)より分配対象収益は2,379,142,857円(1口当たり0.563746円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第18期 自2017年12月21日 至2018年12月20日	第19期 自2018年12月21日 至2019年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期	第19期
	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第18期	第19期
	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	230,832,549	385,118,973
合計	230,832,549	385,118,973

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 元本額の変動

項目	第18期	第19期
	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
期首元本額	4,412,742,282円	4,378,969,785円
期中追加設定元本額	548,977,000円	533,951,919円
期中一部解約元本額	582,749,497円	692,682,528円

## （４）【附属明細表】（2019年12月20日現在）

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額又は口数	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内株式マザーファンド	995,402,653	1,275,608,499	
	ニッセイ国内債券マザーファンド	2,337,517,698	3,436,618,519	
	ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド	251,441,254	634,486,860	
	ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド	221,346,596	622,603,705	
親投資信託受益証券 合計		3,805,708,201	5,969,317,583	
合計		3,805,708,201	5,969,317,583	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 【DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第18期 (2018年12月20日現在)	第19期 (2019年12月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	331,585,293	9,046,193
コール・ローン	549,991,782	829,410,485
親投資信託受益証券	14,789,737,495	15,815,447,689
未収入金	8,001,976	12,329,835
流動資産合計	15,679,316,546	16,666,234,202
資産合計	15,679,316,546	16,666,234,202
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	7,199,157	11,673,945
未払受託者報酬	8,928,310	8,755,511
未払委託者報酬	107,140,365	105,066,680
その他未払費用	492,757	476,738
流動負債合計	123,760,589	125,972,874
負債合計	123,760,589	125,972,874
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	10,585,641,162	10,203,678,221
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	4,969,914,795	6,336,583,107
純資産合計	15,555,555,957	16,540,261,328
負債純資産合計	15,679,316,546	16,666,234,202

## （ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第18期 (自2017年12月21日 至2018年12月20日)	第19期 (自2018年12月21日 至2019年12月20日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	8,207	15,911
有価証券売買等損益	1,021,477,950	1,803,940,946
営業収益合計	1,021,469,743	1,803,956,857
<b>営業費用</b>		
支払利息	646,722	567,405
受託者報酬	17,868,610	17,326,190
委託者報酬	214,424,452	207,915,347
その他費用	1,094,114	1,015,604
営業費用合計	234,033,898	226,824,546
営業利益又は営業損失（ ）	1,255,503,641	1,577,132,311
経常利益又は経常損失（ ）	1,255,503,641	1,577,132,311
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,255,503,641	1,577,132,311
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	21,501,619	86,963,043
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,209,074,380	4,969,914,795
剰余金増加額又は欠損金減少額	555,830,916	480,622,387
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	555,830,916	480,622,387
剰余金減少額又は欠損金増加額	560,988,479	604,123,343
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	560,988,479	604,123,343
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,969,914,795	6,336,583,107

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
---------------------	---

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項目	第18期 2018年12月20日現在	第19期 2019年12月20日現在
1 . 受益権総口数	10,585,641,162口	10,203,678,221口
2 . 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4695円 (14,695円)	1.6210円 (16,210円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項目	第18期 自2017年12月21日 至2018年12月20日	第19期 自2018年12月21日 至2019年12月20日
1 . 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用	23,257,657円	22,418,317円
2 . 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,352,865,330円)及び分配準備積立金(3,792,716,721円)より分配対象収益は8,145,582,051円(1口当たり0.769493円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(399,471,785円)、収益調整金(4,499,137,979円)及び分配準備積立金(3,352,499,278円)より分配対象収益は8,251,109,042円(1口当たり0.808641円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。



## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第18期 自2017年12月21日 至2018年12月20日	第19期 自2018年12月21日 至2019年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期	第19期
	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第18期	第19期
	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,020,443,515	1,547,051,703
合計	1,020,443,515	1,547,051,703

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第18期	第19期
	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
期首元本額	10,557,055,176円	10,585,641,162円
期中追加設定元本額	983,660,917円	899,647,401円
期中一部解約元本額	955,074,931円	1,281,610,342円

## ( 4 ) 【附属明細表】 ( 2019年12月20日現在 )

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額又は口数	評価額 ( 円 )	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内株式マザーファンド	3,928,218,367	5,034,011,837	
	ニッセイ国内債券マザーファンド	3,947,822,060	5,804,087,992	
	ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファン ド	1,323,259,664	3,339,113,436	
	ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファン ド	582,421,226	1,638,234,424	
親投資信託受益証券 合計		9,781,721,317	15,815,447,689	
合計		9,781,721,317	15,815,447,689	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 【DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第18期 (2018年12月20日現在)	第19期 (2019年12月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	193,005,423	5,368,048
コール・ローン	320,133,005	492,175,549
親投資信託受益証券	8,394,689,814	9,497,239,018
未収入金	6,118,336	12,451,969
流動資産合計	8,913,946,578	10,007,234,584
資産合計	8,913,946,578	10,007,234,584
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	5,632,790	12,204,709
未払受託者報酬	5,184,629	5,098,001
未払委託者報酬	72,585,429	71,372,781
その他未払費用	336,004	326,417
流動負債合計	83,738,852	89,001,908
負債合計	83,738,852	89,001,908
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,809,345,226	5,723,156,329
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	3,020,862,500	4,195,076,347
純資産合計	8,830,207,726	9,918,232,676
負債純資産合計	8,913,946,578	10,007,234,584

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第18期 (自2017年12月21日 至2018年12月20日)	第19期 (自2018年12月21日 至2019年12月20日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	4,712	9,227
有価証券売買等損益	847,801,328	1,377,516,019
営業収益合計	847,796,616	1,377,525,246
<b>営業費用</b>		
支払利息	370,426	327,557
受託者報酬	10,346,413	10,019,245
委託者報酬	144,850,987	140,270,725
その他費用	732,805	683,851
営業費用合計	156,300,631	151,301,378
営業利益又は営業損失( )	1,004,097,247	1,226,223,868
経常利益又は経常損失( )	1,004,097,247	1,226,223,868
当期純利益又は当期純損失( )	1,004,097,247	1,226,223,868
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	17,463,693	69,971,897
期首剰余金又は期首欠損金( )	3,962,361,680	3,020,862,500
剰余金増加額又は欠損金減少額	490,930,117	438,018,778
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	490,930,117	438,018,778
剰余金減少額又は欠損金増加額	445,795,743	420,056,902
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	445,795,743	420,056,902
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	3,020,862,500	4,195,076,347

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
---------------------	---

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項目	第18期 2018年12月20日現在	第19期 2019年12月20日現在
1 . 受益権総口数	5,809,345,226口	5,723,156,329口
2 . 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5200円 (15,200円)	1.7330円 (17,330円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項目	第18期 自2017年12月21日 至2018年12月20日	第19期 自2018年12月21日 至2019年12月20日
1 . 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用	18,279,502円	17,587,801円
2 . 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(3,276,560,894円)及び分配準備積立金(2,392,049,462円)より分配対象収益は5,668,610,356円(1口当たり0.975774円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(298,527,465円)、収益調整金(3,504,827,185円)及び分配準備積立金(2,079,660,076円)より分配対象収益は5,883,014,726円(1口当たり1.027932円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第18期 自2017年12月21日 至2018年12月20日	第19期 自2018年12月21日 至2019年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期	第19期
	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第18期	第19期
	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	843,534,294	1,219,375,323
合計	843,534,294	1,219,375,323

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 元本額の変動

項目	第18期	第19期
	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
期首元本額	5,714,885,041円	5,809,345,226円
期中追加設定元本額	738,580,557円	716,153,007円
期中一部解約元本額	644,120,372円	802,341,904円



## (4) 【附属明細表】(2019年12月20日現在)

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額又は口数	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内株式マザーファンド	3,178,135,068	4,072,780,089	
	ニッセイ国内債券マザーファンド	992,726,933	1,459,507,136	
	ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド	1,184,014,530	2,987,742,265	
	ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド	347,415,219	977,209,528	
親投資信託受益証券 合計		5,702,291,750	9,497,239,018	
合計		5,702,291,750	9,497,239,018	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

（参考）

開示対象ファンド（DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（債券重視型））は、「ニッセイ国内株式マザーファンド」受益証券、「ニッセイ国内債券マザーファンド」受益証券、「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」受益証券及び「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて各マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における各マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

（参考）

開示対象ファンド（DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（標準型））は、「ニッセイ国内株式マザーファンド」受益証券、「ニッセイ国内債券マザーファンド」受益証券、「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」受益証券及び「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて各マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における各マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

（参考）

開示対象ファンド（DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（株式重視型））は、「ニッセイ国内株式マザーファンド」受益証券、「ニッセイ国内債券マザーファンド」受益証券、「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」受益証券及び「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて各マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における各マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

## 「ニッセイ国内株式マザーファンド」の状況

## 貸借対照表

(単位：円)

	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	204,693,600	2,682,482
コール・ローン	339,519,876	245,946,407
株式	13,707,196,380	16,233,318,120
派生商品評価勘定	-	1,877,850
未収入金	50,343,493	232,649,027
未収配当金	1,447,084	10,224,500
前払金	6,120,000	-
差入委託証拠金	17,340,000	6,240,000
流動資産合計	14,326,660,433	16,732,938,386
資産合計	14,326,660,433	16,732,938,386
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	22,288,360	-
前受金	-	2,925,000
未払金	49,746,102	232,375,753
未払解約金	20,587,799	20,867,988
その他未払費用	7,108	378
流動負債合計	92,629,369	256,169,119
負債合計	92,629,369	256,169,119
純資産の部		
元本等		
元本	13,301,319,391	12,857,659,184
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	932,711,673	3,619,110,083
純資産合計	14,234,031,064	16,476,769,267
負債純資産合計	14,326,660,433	16,732,938,386

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

## （貸借対照表に関する注記）

項目	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
1. 担保に供している資産 差入代用有価証券	- 円	株式 119,840,000円
2. 受益権総口数	13,301,319,391口	12,857,659,184口
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0701円 (10,701円)	1.2815円 (12,815円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2017年12月21日 至 2018年12月20日	自 2018年12月21日 至 2019年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	2,781,753,314	1,712,885,166
合計	2,781,753,314	1,712,885,166

(デリバティブ取引等に関する注記)

デリバティブ取引

株式関連

種類	2018年12月20日 現在			2019年12月20日 現在			評価損益 (円)
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	
市場取引							
先物取引							
買 建	534,310,000	-	512,040,000	222,495,000	-	224,380,000	1,885,000
合計	534,310,000	-	512,040,000	222,495,000	-	224,380,000	1,885,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	13,195,269,315円	13,301,319,391円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	3,117,062,988円	3,273,920,098円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	3,011,012,912円	3,717,580,305円
元本の内訳		
ファンド名		
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）	221,797,608円	213,695,120円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（標準型）	295,999,432円	317,022,199円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）	168,848,980円	165,261,329円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（標準型）VA（適格機関投資家専用）	44,158,364円	47,802,091円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（債券重視型）SA（適格機関投資家限定）	575,046,912円	514,329,074円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（標準型）SA（適格機関投資家限定）	1,755,504,977円	1,689,442,911円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（株式重視型）SA（適格機関投資家限定）	821,424,885円	810,559,673円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（債券重視型）	1,051,745,298円	995,402,653円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（標準型）	4,110,966,704円	3,928,218,367円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（株式重視型）	3,205,690,296円	3,178,135,068円
DCニッセイ国内株式アクティブ	513,687,216円	498,502,008円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（成長型）SA（適格機関投資家限定）	236,744,398円	203,150,335円
DCニッセイバランスアクティブ	299,704,321円	296,138,356円
計	13,301,319,391円	12,857,659,184円

附属明細表（2019年12月20日現在）

第1 有価証券明細表  
株式

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
日揮ホールディングス	188,800	1,805.00	340,784,000	
日本M&Aセンター	69,400	3,680.00	255,392,000	
夢真ホールディングス	160,200	879.00	140,815,800	
エムスリー	78,600	3,195.00	251,127,000	
サンエー	30,100	4,905.00	147,640,500	
日本たばこ産業	117,700	2,522.50	296,898,250	
J・フロント リテイリング	85,000	1,470.00	124,950,000	
セブン&アイ・ホールディングス	86,200	4,035.00	347,817,000	
クラレ	179,600	1,365.00	245,154,000	
T S Iホールディングス	267,600	564.00	150,926,400	
日本触媒	23,500	6,820.00	160,270,000	
協和キリン	128,600	2,475.00	318,285,000	
三井化学	30,300	2,696.00	81,688,800	
KHネオケム	87,300	2,402.00	209,694,600	
ダイセル	52,800	1,053.00	55,598,400	
積水化学工業	66,800	1,924.00	128,523,200	
武田薬品工業	102,700	4,405.00	452,393,500	
塩野義製薬	23,100	6,901.00	159,413,100	

第一三共	29,300	7,044.00	206,389,200
大塚ホールディングス	30,800	4,969.00	153,045,200
パーク24	110,900	2,650.00	293,885,000
ラウンドワン	333,000	1,082.00	360,306,000
TOYO TIRE	200,900	1,636.00	328,672,400
太平洋セメント	39,500	3,360.00	132,720,000
丸一鋼管	42,000	3,115.00	130,830,000
日立金属	205,500	1,604.00	329,622,000
UACJ	34,600	2,561.00	88,610,600
ユニプレス	88,600	1,595.00	141,317,000
栗田工業	74,800	3,230.00	241,604,000
日本精工	126,900	1,063.00	134,894,700
日立製作所	72,100	4,676.00	337,139,600
富士電機	23,000	3,385.00	77,855,000
マブチモーター	46,500	4,290.00	199,485,000
日本電産	15,100	15,210.00	229,671,000
日東工業	26,700	2,597.00	69,339,900
パナソニック	340,700	1,016.50	346,321,550
富士通ゼネラル	95,000	2,431.00	230,945,000
ソニー	55,900	7,326.00	409,523,400
デンソー	43,800	5,074.00	222,241,200
日本シイエムケイ	165,200	669.00	110,518,800
ローム	18,500	8,720.00	161,320,000
IHI	146,900	2,555.00	375,329,500
トヨタ自動車	56,200	7,744.00	435,212,800
日野自動車	180,400	1,170.00	211,068,000
SUBARU	156,900	2,802.50	439,712,250
良品計画	95,900	2,533.00	242,914,700
トプコン	174,900	1,443.00	252,380,700
朝日インテック	106,600	3,180.00	338,988,000
三菱商事	151,600	2,913.00	441,610,800
新生銀行	103,200	1,658.00	171,105,600
三菱UFJフィナンシャル・グループ	442,800	599.20	265,325,760
三井住友トラスト・ホールディングス	36,600	4,366.00	159,795,600
三井住友フィナンシャルグループ	102,700	4,100.00	421,070,000
ふくおかフィナンシャルグループ	65,300	2,133.00	139,284,900
三菱UFJリース	146,800	724.00	106,283,200
大和証券グループ本社	265,300	562.70	149,284,310
SOMPOホールディングス	40,700	4,393.00	178,795,100
T&Dホールディングス	173,200	1,433.00	248,195,600
三井不動産	78,600	2,746.00	215,835,600
西日本旅客鉄道	29,700	9,514.00	282,565,800
ヤマトホールディングス	81,700	1,856.00	151,635,200
日本航空	58,800	3,407.00	200,331,600
三菱倉庫	80,400	2,895.00	232,758,000
日本電信電話	90,800	5,588.00	507,390,400
KDDI	36,100	3,287.00	118,660,700
関西電力	161,600	1,288.50	208,221,600
エイチ・アイ・エス	95,400	3,130.00	298,602,000
トラスコ中山	78,600	2,872.00	225,739,200
ミスミグループ本社	70,700	2,655.00	187,708,500
ソフトバンクグループ	47,900	4,674.00	223,884,600
合計	7,353,900		16,233,318,120

(注) 1. 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。  
三菱UFJフィナンシャル・グループ 200,000株

株式以外の有価証券  
該当事項はありません。



第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

第4 不動産等明細表  
該当事項はありません。

第5 商品明細表  
該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表  
該当事項はありません。

第8 借入金明細表  
該当事項はありません。

## 「ニッセイ国内債券マザーファンド」の状況

## 貸借対照表

(単位：円)

	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	276,036,522	8,674,648
コール・ローン	457,854,500	795,344,973
国債証券	18,197,850,353	18,109,340,022
派生商品評価勘定	2,968,380	-
未収入金	2,000,895,010	238,634,623
未収利息	12,184,861	11,102,069
前払金	-	60,000
前払費用	4,888,849	2,449,235
差入委託証拠金	1,170,000	1,800,000
流動資産合計	20,953,848,475	19,167,405,570
資産合計	20,953,848,475	19,167,405,570
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	811,650
前受金	2,610,000	-
未払金	2,004,533,258	228,293,682
未払解約金	34,914,382	20,908,281
その他未払費用	9,199	1,115
流動負債合計	2,042,066,839	250,014,728
負債合計	2,042,066,839	250,014,728
純資産の部		
元本等		
元本	13,110,453,914	12,867,267,881
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,801,327,722	6,050,122,961
純資産合計	18,911,781,636	18,917,390,842
負債純資産合計	20,953,848,475	19,167,405,570

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
1. 受益権総口数	13,110,453,914口	12,867,267,881口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4425円 (14,425円)	1.4702円 (14,702円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2017年12月21日 至 2018年12月20日	自 2018年12月21日 至 2019年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、市場金利の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	46,315,480	24,199,106
合計	46,315,480	24,199,106

(デリバティブ取引等に関する注記)

## デリバティブ取引

## 債券関連

種類	2018年12月20日 現在				2019年12月20日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
先物取引								
買 建	454,560,000	-	457,530,000	2,970,000	456,180,000	-	455,370,000	810,000
合計	454,560,000	-	457,530,000	2,970,000	456,180,000	-	455,370,000	810,000

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 債券先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	13,625,925,919円	13,110,453,914円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	2,913,796,533円	3,222,617,339円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	3,429,268,538円	3,465,803,372円
元本の内訳		
ファンド名		
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン(債券重視型)	506,793,107円	501,957,214円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン(標準型)	287,494,500円	317,988,943円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン(株式重視型)	51,866,012円	51,542,450円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン(標準型)VA(適格機関投資家専用)	42,632,706円	48,048,189円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス(債券重視型)SA(適格機関投資家限定)	1,313,502,990円	1,208,411,654円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス(標準型)SA(適格機関投資家限定)	1,710,714,002円	1,699,857,439円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス(株式重視型)SA(適格機関投資家限定)	252,502,225円	253,200,797円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス(債券重視型)	2,401,019,933円	2,337,517,698円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス(標準型)	4,000,195,400円	3,947,822,060円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス(株式重視型)	985,280,013円	992,726,933円
DCニッセイ国内債券アクティブ	1,256,136,228円	1,210,421,585円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス(成長型)SA(適格機関投資家限定)	104,163,952円	90,563,827円
DCニッセイバランスアクティブ	198,152,846円	207,209,092円
計	13,110,453,914円	12,867,267,881円

附属明細表(2019年12月20日現在)

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額又は口数	評価額 (円)	備考
国債証券	第390回 利付国債(2年)	248,200,000	248,601,314	
	第391回 利付国債(2年)	24,500,000	24,543,176	
	第392回 利付国債(2年)	203,400,000	203,912,206	
	第395回 利付国債(2年)	300,000	300,756	
	第397回 利付国債(2年)	57,100,000	57,235,898	
	第398回 利付国債(2年)	3,100,000	3,107,905	
	第404回 利付国債(2年)	55,900,000	56,093,973	
	第407回 利付国債(2年)	2,613,400,000	2,623,539,992	
	第123回 利付国債(5年)	359,600,000	359,851,054	
	第128回 利付国債(5年)	32,900,000	33,002,977	
	第137回 利付国債(5年)	214,000,000	215,607,140	
	第138回 利付国債(5年)	600,100,000	604,666,761	
	第139回 利付国債(5年)	1,704,900,000	1,718,300,514	
	第1回 利付国債(40年)	7,900,000	12,061,799	
	第7回 利付国債(40年)	2,100,000	2,930,928	

第8回 利付国債(40年)	3,400,000	4,450,090
第9回 利付国債(40年)	45,000,000	44,161,200
第10回 利付国債(40年)	113,100,000	130,162,266
第11回 利付国債(40年)	109,300,000	122,378,838
第12回 利付国債(40年)	100,200,000	101,531,658
第320回 利付国債(10年)	249,000,000	254,440,650
第323回 利付国債(10年)	1,027,800,000	1,053,453,888
第337回 利付国債(10年)	800,000	815,640
第339回 利付国債(10年)	45,700,000	46,935,271
第345回 利付国債(10年)	1,103,800,000	1,117,376,740
第348回 利付国債(10年)	103,300,000	104,666,659
第350回 利付国債(10年)	74,700,000	75,657,654
第351回 利付国債(10年)	30,500,000	30,876,675
第353回 利付国債(10年)	333,600,000	337,356,336
第354回 利付国債(10年)	23,000,000	23,244,490
第356回 利付国債(10年)	577,200,000	582,539,100
第29回 利付国債(30年)	103,600,000	143,349,248
第30回 利付国債(30年)	9,600,000	13,176,000
第34回 利付国債(30年)	158,100,000	218,949,528
第37回 利付国債(30年)	94,200,000	126,287,346
第38回 利付国債(30年)	38,800,000	51,331,624
第40回 利付国債(30年)	8,600,000	11,421,144
第42回 利付国債(30年)	92,700,000	121,475,007
第43回 利付国債(30年)	234,800,000	308,036,468
第44回 利付国債(30年)	36,500,000	47,993,120
第54回 利付国債(30年)	178,800,000	197,093,028
第55回 利付国債(30年)	33,500,000	36,955,860
第56回 利付国債(30年)	157,600,000	173,774,488
第57回 利付国債(30年)	13,600,000	14,988,152
第58回 利付国債(30年)	342,600,000	377,367,048
第60回 利付国債(30年)	70,700,000	79,812,523
第61回 利付国債(30年)	102,000,000	109,522,500
第64回 利付国債(30年)	76,700,000	75,892,349
第84回 利付国債(20年)	10,100,000	11,364,722
第92回 利付国債(20年)	51,300,000	59,121,198
第99回 利付国債(20年)	231,600,000	271,771,020
第102回 利付国債(20年)	49,600,000	59,935,648
第105回 利付国債(20年)	71,500,000	84,886,230
第107回 利付国債(20年)	15,300,000	18,229,950
第109回 利付国債(20年)	70,900,000	83,460,644
第110回 利付国債(20年)	79,400,000	94,935,404
第112回 利付国債(20年)	37,800,000	45,354,708
第113回 利付国債(20年)	24,200,000	29,151,078
第114回 利付国債(20年)	6,500,000	7,855,965
第117回 利付国債(20年)	1,500,000	1,818,780
第118回 利付国債(20年)	200,000,000	241,202,000
第123回 利付国債(20年)	40,300,000	49,330,827
第127回 利付国債(20年)	419,300,000	505,424,220
第132回 利付国債(20年)	57,200,000	68,165,812
第133回 利付国債(20年)	26,800,000	32,255,944
第134回 利付国債(20年)	19,200,000	23,174,208
第136回 利付国債(20年)	400,000	473,112
第137回 利付国債(20年)	143,000,000	171,331,160
第138回 利付国債(20年)	69,100,000	81,084,013
第139回 利付国債(20年)	95,500,000	113,241,035
第140回 利付国債(20年)	391,800,000	470,375,490
第141回 利付国債(20年)	160,800,000	193,546,920
第143回 利付国債(20年)	208,300,000	248,472,738
第144回 利付国債(20年)	96,100,000	113,381,663
第145回 利付国債(20年)	117,400,000	141,930,730

第146回	利付国債(20年)	47,400,000	57,408,510	
第147回	利付国債(20年)	176,500,000	211,717,045	
第149回	利付国債(20年)	184,200,000	219,155,634	
第151回	利付国債(20年)	120,100,000	138,082,573	
第152回	利付国債(20年)	58,800,000	67,695,264	
第153回	利付国債(20年)	168,500,000	196,791,150	
第155回	利付国債(20年)	174,700,000	196,355,812	
第157回	利付国債(20年)	120,700,000	120,219,614	
第158回	利付国債(20年)	9,200,000	9,600,384	
第159回	利付国債(20年)	236,600,000	250,708,458	
第160回	利付国債(20年)	87,900,000	94,592,706	
第162回	利付国債(20年)	5,200,000	5,499,832	
第163回	利付国債(20年)	100,000	105,752	
第165回	利付国債(20年)	91,900,000	95,453,773	
第166回	利付国債(20年)	112,200,000	120,483,726	
第167回	利付国債(20年)	3,800,000	3,940,068	
第170回	利付国債(20年)	107,600,000	107,398,788	
第17回	物価連動国債(10年)	130,500,000	138,806,325	
第23回	物価連動国債(10年)	267,900,000	278,486,438	
第24回	物価連動国債(10年)	266,000,000	274,333,970	
国債証券 合計		16,884,900,000	18,109,340,022	
合計		16,884,900,000	18,109,340,022	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。



## 「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」の状況

## 貸借対照表

(単位：円)

	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	967,986,560	565,150,046
金銭信託	139,081,663	2,892,115
コール・ローン	230,691,087	265,166,822
株式	26,941,073,777	33,579,601,722
投資証券	253,270,251	-
派生商品評価勘定	111,924,786	61,870,869
未収入金	27,173,497	153,814,398
未収配当金	19,972,791	22,462,862
流動資産合計	28,691,174,412	34,650,958,834
資産合計	28,691,174,412	34,650,958,834
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	72,524,549	41,095,100
未払金	127,274,161	24,785,703
未払解約金	66,474,167	78,461,233
その他未払費用	4,816	411
流動負債合計	266,277,693	144,342,447
負債合計	266,277,693	144,342,447
純資産の部		
元本等		
元本	13,953,387,194	13,674,442,046
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,471,509,525	20,832,174,341
純資産合計	28,424,896,719	34,506,616,387
負債純資産合計	28,691,174,412	34,650,958,834

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

## （貸借対照表に関する注記）

項目	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
1. 受益権総口数	13,953,387,194口	13,674,442,046口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.0371円 (20,371円)	2.5234円 (25,234円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2017年12月21日 至 2018年12月20日	自 2018年12月21日 至 2019年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	2,193,771,458	5,971,514,163
投資証券	40,396,262	-
合計	2,234,167,720	5,971,514,163

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## デリバティブ取引

## 通貨関連

種類	2018年12月20日 現在				2019年12月20日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	4,400,971,226	-	4,289,255,687	111,715,539	6,407,224,500	-	6,412,198,869	4,974,369
アメリカ・ドル	2,794,769,472	-	2,758,475,823	36,293,649	4,307,058,937	-	4,294,734,271	12,324,666
イギリス・ポンド	435,760,240	-	425,546,640	10,213,600	1,235,018,775	-	1,238,595,000	3,576,225
オーストラリア・ドル	125,647,665	-	123,289,170	2,358,495	-	-	-	-
カナダ・ドル	1,044,793,849	-	981,944,054	62,849,795	413,211,308	-	419,920,828	6,709,520
スイス・フラン	-	-	-	-	343,690,464	-	350,728,931	7,038,467
ユーロ	-	-	-	-	108,245,016	-	108,219,839	25,177
買 建	4,400,971,226	-	4,328,655,924	72,315,302	6,407,224,500	-	6,432,974,638	25,750,138

アメリカ・ドル	1,606,201,754	-	1,590,645,979	15,555,775	2,100,165,563	-	2,103,292,488	3,126,925
イギリス・ポンド	78,041,907	-	76,765,554	1,276,353	-	-	-	-
イスラエル・シェケル	76,655,559	-	72,516,129	4,139,430	75,825,786	-	76,252,323	426,537
オーストラリア・ドル	432,839,968	-	420,286,902	12,553,066	346,584,568	-	360,017,328	13,432,760
カナダ・ドル	391,998,769	-	379,826,473	12,172,296	422,849,420	-	429,335,272	6,485,852
シンガポール・ドル	139,657,873	-	139,044,549	613,324	135,548,963	-	137,002,029	1,453,066
スイス・フラン	732,252,159	-	719,789,952	12,462,207	578,813,042	-	581,460,210	2,647,168
スウェーデン・クローナ	100,434,813	-	97,970,208	2,464,605	312,644,014	-	314,070,008	1,425,994
デンマーク・クローネ	193,742,830	-	190,418,734	3,324,096	215,303,873	-	213,987,069	1,316,804
ノルウェー・クローネ	55,150,505	-	53,028,210	2,122,295	78,742,345	-	79,692,887	950,542
ユーロ	148,340,081	-	146,008,410	2,331,671	1,720,404,649	-	1,711,888,990	8,515,659
香港・ドル	445,655,008	-	442,354,824	3,300,184	420,342,277	-	425,976,034	5,633,757
合計	8,801,942,452	-	8,617,911,611	39,400,237	12,814,449,000	-	12,845,173,507	20,775,769

## (注) 1. 時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

2. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	13,726,721,933円	13,953,387,194円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	3,067,433,020円	2,915,375,640円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	2,840,767,759円	3,194,320,788円
元本の内訳		
ファンド名		
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）	59,364,809円	53,979,633円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（標準型）	105,619,134円	106,787,470円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）	67,125,160円	61,480,222円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（標準型）VA（適格機関投資家専用）	15,770,355円	16,103,944円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（債券重視型）SA（適格機関投資家限定）	153,899,963円	129,901,874円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（標準型）SA（適格機関投資家限定）	626,412,572円	569,062,379円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（株式重視型）SA（適格機関投資家限定）	326,817,102円	301,998,146円
DCニッセイノパトナム・グローバル・コア株式	9,257,236,121円	9,394,407,686円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（債券重視型）	281,496,463円	251,441,254円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（標準型）	1,467,034,917円	1,323,259,664円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（株式重視型）	1,275,078,187円	1,184,014,530円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（成長型）SA（適格機関投資家限定）	94,369,684円	75,611,013円
ニッセイノパトナム・グローバル・コア株式SA（適格機関投資家限定）	3,490,169円	3,904,595円
ニッセイノパトナム・バランスアップオープン	92,793,972円	70,938,567円
DCニッセイバランスアクティブ	126,878,586円	131,551,069円
計	13,953,387,194円	13,674,442,046円

附属明細表（2019年12月20日現在）

第1 有価証券明細表  
株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	ACCENTURE PLC	14,700	208.30	3,062,010.00	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	61,800	59.13	3,654,234.00	
	ADOBE INC	13,800	327.63	4,521,294.00	
	ADVANCE AUTO PARTS	34,700	156.48	5,429,856.00	
	ALPHABET INC-CL C	4,207	1,356.04	5,704,860.28	
	AMAZON.COM INC	5,707	1,792.28	10,228,541.96	
	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	77,900	47.72	3,717,388.00	
	ASSURED GUARANTY LTD	220,295	49.37	10,875,964.15	
	BALL CORP	45,300	63.72	2,886,516.00	
	BANK OF AMERICA CORP	188,600	34.95	6,591,570.00	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	109,100	44.83	4,890,953.00	
	CARMAX INC	34,900	98.79	3,447,771.00	

CIGNA CORP	28,600	198.72	5,683,392.00		
CITIGROUP INC	44,600	78.20	3,487,720.00		
COCA-COLA CO	63,600	54.32	3,454,752.00		
CONOCOPHILLIPS	57,000	63.19	3,601,830.00		
DANAHER CORP	32,600	150.44	4,904,344.00		
DOW INC	68,800	54.52	3,750,976.00		
E*TRADE FINANCIAL	41,046	45.93	1,885,242.78		
FISERV INC	52,867	116.50	6,159,005.50		
FORTUNE BRANDS HOME & SECURITY INC	60,400	65.26	3,941,704.00		
GODADDY INC - CLASS A	56,600	68.48	3,875,968.00		
HERSHEY CO/THE	26,600	146.67	3,901,422.00		
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	31,629	110.34	3,489,943.86		
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	13,100	176.50	2,312,150.00		
INSTRUCTURE INC	54,039	48.85	2,639,805.15		
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	112,200	40.76	4,573,272.00		
LENNAR CORP-CL A	76,224	55.24	4,210,613.76		
LIVE NATION INC	51,400	69.83	3,589,262.00		
LOWE'S COS INC	38,800	120.21	4,664,148.00		
MICRON TECHNOLOGY INC	73,300	54.53	3,997,049.00		
MICROSOFT CORP	49,600	155.71	7,723,216.00		
NOMAD FOODS LTD	414,649	21.68	8,989,590.32		
NRG ENERGY INC	328,731	40.31	13,251,146.61		
NXP SEMICONDUCTORS NV	29,400	125.95	3,702,930.00		
ONEOK INC	127,000	73.98	9,395,460.00		
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	26,800	147.21	3,945,228.00		
RADIAN GROUP INC	144,280	25.42	3,667,597.60		
RYANAIR HOLDINGS PLC	36,300	87.83	3,188,229.00		
SERVICENOW INC	20,400	278.48	5,680,992.00		
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	9,200	577.85	5,316,220.00		
SUMMIT MATERIALS INC - CL A	227,667	24.72	5,627,928.24		
TEXAS INSTRUMENTS INC	22,500	126.40	2,844,000.00		
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	11,500	323.25	3,717,375.00		
UBER TECHNOLOGIES INC	63,300	29.99	1,898,367.00		
UNION PACIFIC CORP	34,200	177.47	6,069,474.00		
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	16,400	217.78	3,571,592.00		
VISA INC-CLASS A SHARES	30,700	186.54	5,726,778.00		
WALT DISNEY CO	34,800	146.15	5,086,020.00		
WASTE CONNECTIONS INC	38,900	90.02	3,501,778.00		
アメリカ・ドル 小計	3,460,741		242,037,480.21 (26,486,161,459)		
イギリス・ポンド	ASHTREAD GROUP PLC	137,458	24.10	3,312,737.80	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	68,054	26.04	1,772,126.16	
	ASTRAZENECA PLC	47,925	76.34	3,658,594.50	
	COMPASS GROUP PLC	197,977	18.69	3,700,190.13	
	PRUDENTIAL PLC	167,989	14.40	2,419,881.54	
	YELLOW CAKE PLC	952,556	1.95	1,859,389.31	
イギリス・ポンド 小計	1,571,959		16,722,919.44		

				(2,380,842,041)	
オーストラリア・ドル	QBE INSURANCE GROUP LTD	514,182	13.15	6,761,493.30	
オーストラリア・ドル 小計		514,182		6,761,493.30 (510,154,669)	
カナダ・ドル	CENOVUS ENERGY INC	855,213	13.00	11,117,769.00	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	7,600	604.82	4,596,632.00	
カナダ・ドル 小計		862,813		15,714,401.00 (1,310,109,611)	
スイス・フラン	NOVARTIS AG	33,975	92.15	3,130,796.25	
	SIG COMBIBLOC GROUP	356,060	15.26	5,433,475.60	
スイス・フラン 小計		390,035		8,564,271.85 (957,742,521)	
ユーロ	AXA	173,892	25.04	4,354,255.68	
	DALATA HOTEL GROUP LTD	285,291	5.25	1,497,777.75	
	EURAZEO	46,349	62.00	2,873,638.00	
	UNILEVER NV	140,159	51.18	7,173,337.62	
ユーロ 小計		645,691		15,899,009.05 (1,934,591,421)	
合計		7,445,421		33,579,601,722 (33,579,601,722)	

株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

- (注) 1. 通貨種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。  
(注) 2. 種類別合計額及び合計金額欄は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。  
(注) 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	有価証券の合計金額 に対する比率
アメリカ・ドル	株式 50銘柄	76.76%	78.88%
イギリス・ポンド	株式 6銘柄	6.90%	7.09%
オーストラリア・ドル	株式 1銘柄	1.48%	1.52%
カナダ・ドル	株式 2銘柄	3.80%	3.90%
スイス・フラン	株式 2銘柄	2.78%	2.85%
ユーロ	株式 4銘柄	5.61%	5.76%

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。



## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の状況

## 貸借対照表

(単位：円)

	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	299,172,621	286,186,742
金銭信託	8,857,208	232,622
コール・ローン	14,691,217	21,328,209
国債証券	8,083,509,657	7,822,344,138
地方債証券	156,599,056	159,582,302
特殊債券	797,571,805	757,971,356
社債券	667,842,528	665,495,466
派生商品評価勘定	48,742,937	7,538,132
未収利息	77,630,282	67,409,183
前払費用	1,782,341	2,334,246
流動資産合計	10,156,399,652	9,790,422,396
資産合計	10,156,399,652	9,790,422,396
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	65,158,323	10,267,171
未払解約金	16,639,026	25,746,153
その他未払費用	586	64
流動負債合計	81,797,935	36,013,388
負債合計	81,797,935	36,013,388
純資産の部		
元本等		
元本	3,709,533,026	3,467,812,441
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	6,365,068,691	6,286,596,567
純資産合計	10,074,601,717	9,754,409,008
負債純資産合計	10,156,399,652	9,790,422,396

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価して おります。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引  個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で 評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準  外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に 換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令 第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

## （貸借対照表に関する注記）

項目	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
1. 受益権総口数	3,709,533,026口	3,467,812,441口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.7159円 (27,159円)	2.8128円 (28,128円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2017年12月21日 至 2018年12月20日	自 2018年12月21日 至 2019年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	138,407,041	400,333,167
地方債証券	2,755,649	3,227,053
特殊債証券	15,316,478	1,517,951
社債証券	36,203,999	7,983,817
合計	192,683,167	413,061,988

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## デリバティブ取引

## 通貨関連

種類	2018年12月20日 現在			2019年12月20日 現在			評価損益 (円)	
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	3,510,126,104	-	3,464,248,791	45,877,313	983,965,475	-	992,022,680	8,057,205
アメリカ・ドル	1,806,313,569	-	1,786,849,816	19,463,753	468,558,976	-	469,107,928	548,952
イギリス・ポンド	80,348,734	-	78,465,474	1,883,260	36,515,817	-	36,508,200	7,617
オーストラリア・ドル	422,808,870	-	416,007,972	6,800,898	98,267,134	-	100,432,272	2,165,138
カナダ・ドル	352,125,743	-	341,969,654	10,156,089	92,875,372	-	93,936,340	1,060,968
ニュージーランド・ドル	184,314,774	-	182,130,130	2,184,644	-	-	-	-

ノル ウェー・ クローネ ポーラン ド・ズロ チ	-	-	-	-	6,112,126	-	6,117,159	5,033
メキシ コ・ペソ	5,875,824	-	5,811,276	64,548	4,707,360	-	4,769,520	62,160
ユーロ	5,551,610	-	5,060,156	491,454	11,959,552	-	12,526,976	567,424
南アフリ カ・ラン ド	592,221,110	-	589,507,353	2,713,757	231,086,003	-	232,419,089	1,333,086
	60,565,870	-	58,446,960	2,118,910	33,883,135	-	36,205,196	2,322,061
買 建	3,416,126,104	-	3,353,833,405	62,292,699	881,465,475	-	886,793,641	5,328,166
アメリ カ・ドル	1,703,812,535	-	1,689,548,089	14,264,446	515,406,499	-	516,513,070	1,106,571
イギリ ス・ボン ド	22,744,198	-	22,467,276	276,922	-	-	-	-
オースト ラリア・ ドル	607,800,963	-	594,899,238	12,901,725	57,521,693	-	58,901,376	1,379,683
カナダ・ ドル	331,350,686	-	316,320,680	15,030,006	117,066,740	-	117,742,980	676,240
シンガ ポール・ ドル	39,860,052	-	39,685,002	175,050	38,687,320	-	39,102,042	414,722
スウェー デン・ク ローナ	4,143,291	-	4,041,618	101,673	7,894,642	-	7,930,650	36,008
デンマー ク・ク ローネ	14,496,384	-	14,247,666	248,718	4,304,077	-	4,277,754	26,323
ニュー ジーラン ド・ドル	200,192,913	-	197,966,540	2,226,373	12,358,845	-	13,223,482	864,637
ノル ウェー・ クローネ	386,614,249	-	371,619,278	14,994,971	71,475,902	-	72,363,941	888,039
メキシ コ・ペソ	-	-	-	-	8,214,516	-	8,338,498	123,982
ユーロ	82,377,774	-	81,554,478	823,296	48,535,241	-	48,399,848	135,393
南アフリ カ・ラン ド	22,733,059	-	21,483,540	1,249,519	-	-	-	-
合計	6,926,252,208	-	6,818,082,196	16,415,386	1,865,430,950	-	1,878,816,321	2,729,039

## （注）１．時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

２．上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2018年12月20日現在	2019年12月20日現在
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	3,979,334,581円	3,709,533,026円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	550,535,318円	521,888,015円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	820,336,873円	763,608,600円
元本の内訳		
ファンド名		
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）	48,648,519円	47,514,902円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（標準型）	43,239,013円	46,997,317円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）	18,327,216円	18,039,413円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（標準型）VA（適格機関投資家専用）	6,394,431円	7,087,937円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（債券重視型）SA（適格機関投資家限定）	126,100,848円	114,360,121円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（標準型）SA（適格機関投資家限定）	256,615,583円	250,471,592円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（株式重視型）SA（適格機関投資家限定）	89,224,309円	88,613,440円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（債券重視型）	230,578,057円	221,346,596円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（標準型）	600,837,046円	582,421,226円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（株式重視型）	348,154,364円	347,415,219円
DCニッセイノパトナム・グローバル債券	1,290,788,545円	1,243,322,841円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（成長型）SA（適格機関投資家限定）	27,605,703円	23,770,538円
ニッセイノパトナム・グローバル債券SA（適格機関投資家限定）	586,442,869円	436,191,454円
DCニッセイバランスアクティブ	36,576,523円	40,259,845円
計	3,709,533,026円	3,467,812,441円

## 附属明細表（2019年12月20日現在）

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額又は口数	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US TREASURY N/B 2 2022/11/30	5,000,000.00	5,049,000.00	
		US TREASURY N/B 2 2023/02/15	6,288,000.00	6,351,571.68	
		US TREASURY N/B 2 2025/02/15	6,333,000.00	6,410,389.26	
		US TREASURY N/B 2.625 2026/01/31	1,700,000.00	1,780,019.00	
		US TREASURY N/B 2.75 2028/02/15	3,081,000.00	3,284,869.77	
		US TREASURY N/B 2.75 2042/08/15	8,093,000.00	8,705,963.82	
		アメリカ・ドル 小計		30,495,000.00	31,581,813.53 (3,455,997,855)
イギリス・ポンド		TSY 4 1/2% 2034 4.5 2034/09/07	100,000.00	146,826.00	
		TSY 4% 2060 4 2060/01/22	240,000.00	454,176.00	
		UK TSY 1.75% 2022 1.75 2022/09/07	600,000.00	619,716.00	
		UK TSY 2 3/4% 2024 2.75 2024/09/07	860,000.00	946,000.00	
		UK TSY 3 1/4% 2044 3.25 2044/01/22	1,590,000.00	2,228,194.20	
イギリス・ポンド 小計		3,390,000.00	4,394,912.20 (625,703,650)		
オーストラリア・ドル		AUSTRALIAN GOVERNMENT 2.25 2028/05/21	670,000.00	725,469.30	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT 3.75 2037/04/21	450,000.00	596,331.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT 5.5 2023/04/21	1,140,000.00	1,314,351.60	
オーストラリア・ドル 小計		2,260,000.00	2,636,151.90 (198,897,661)		
カナダ・ドル		CANADIAN GOVERNMENT 3.5 2045/12/01	212,000.00	290,454.84	
カナダ・ドル 小計			212,000.00	290,454.84 (24,215,220)	
スウェーデン・クローナ		SWEDISH GOVERNMENT 1.5 2023/11/13	1,280,000.00	1,369,011.20	
		SWEDISH GOVERNMENT 3.5 2039/03/30	470,000.00	731,987.40	
スウェーデン・クローナ 小計			1,750,000.00	2,100,998.60 (24,413,604)	
デンマーク・クローネ		KINGDOM OF DENMARK 1.75 2025/11/15	1,390,000.00	1,572,687.70	
		KINGDOM OF DENMARK 4.5 2039/11/15	710,000.00	1,336,958.40	
デンマーク・クローネ 小計			2,100,000.00	2,909,646.10 (47,369,039)	
ノルウェー・クローネ		NORWEGIAN GOVERNMENT 3 2024/03/14	1,670,000.00	1,784,244.70	
ノルウェー・クローネ 小計			1,670,000.00	1,784,244.70	



			(21,767,785)	
ポーランド・ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND 2.5 2023/01/25	2,120,000.00	2,172,766.80	
ポーランド・ズロチ	小計	2,120,000.00	2,172,766.80 (62,010,764)	
マレーシア・リンギット	MALAYSIA GOVERNMENT 3.899 2027/11/16	1,760,000.00	1,816,636.80	
マレーシア・リンギット	小計	1,760,000.00	1,816,636.80 (48,013,711)	
メキシコ・ペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT 10 2024/12/05	14,120,000.00	16,080,279.60	
メキシコ・ペソ	小計	14,120,000.00	16,080,279.60 (92,944,016)	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM 1 2026/06/22	700,000.00	755,860.00	
	BELGIUM KINGDOM 4.25 2022/09/28	430,000.00	488,239.20	
	BELGIUM KINGDOM 4.25 2041/03/28	460,000.00	790,772.20	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 0.75 2021/07/30	100,000.00	101,916.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 2.9 2046/10/31	120,000.00	164,419.20	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 4.2 2037/01/31	110,000.00	168,188.90	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 4.4 2023/10/31	1,230,000.00	1,447,168.80	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 4.65 2025/07/30	350,000.00	440,121.50	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 5.15 2028/10/31	950,000.00	1,346,140.50	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 5.15 2044/10/31	364,000.00	674,040.64	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 2.5 2044/07/04	881,000.00	1,369,012.33	
	BUONI POLIENNALI DEL TES 0.35 2021/11/01	240,000.00	241,879.20	
	BUONI POLIENNALI DEL TES 0.7 2020/05/01	1,750,000.00	1,756,020.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES 2.5 2024/12/01	640,000.00	698,150.40	
	BUONI POLIENNALI DEL TES 3.25 2046/09/01	40,000.00	47,498.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES 4 2020/09/01	800,000.00	823,208.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES 4 2037/02/01	200,000.00	257,962.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES 4.75 2023/08/01	1,280,000.00	1,483,366.40	
	BUONI POLIENNALI DEL TES 4.75 2044/09/01	860,000.00	1,251,308.60	
	BUONI POLIENNALI DEL TES 6.5 2027/11/01	1,640,000.00	2,305,561.20	
	FRANCE (GOVT OF) 0.5 2025/05/25	2,176,000.00	2,276,661.76	
	FRANCE (GOVT OF) 2.75 2027/10/25	2,040,000.00	2,504,895.60	
	FRANCE (GOVT OF) 3.25 2021/10/25	290,000.00	310,929.30	

		FRANCE (GOVT OF) 3.25 2045/05/25	30,000.00	47,625.90	
		FRANCE (GOVT OF) 4 2055/04/25	280,000.00	542,248.00	
		FRANCE (GOVT OF) 4.5 2041/04/25	740,000.00	1,321,247.80	
		IRISH TSY 2% 2045 2 2045/02/18	100,000.00	128,930.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT 0.5 2026/07/15	580,000.00	611,789.80	
		NETHERLANDS GOVERNMENT 2.25 2022/07/15	410,000.00	440,540.90	
		NETHERLANDS GOVERNMENT 3.75 2042/01/15	260,000.00	458,018.60	
		TREASURY 5.4% 2025 5.4 2025/03/13	360,000.00	466,851.60	
	ユーロ	小計	20,411,000.00	25,720,572.33 (3,129,679,241)	
	南アフリカ・ランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 7.75 2023/02/28	11,700,000.00	11,876,670.00	
	南アフリカ・ランド	小計	11,700,000.00	11,876,670.00 (91,331,592)	
国債証券 合計				7,822,344,138 (7,822,344,138)	
地方債証券	カナダ・ドル	BRITISH COLUMBIA PROV OF 2.7 2022/12/18	396,000.00	405,519.84	
		ONTARIO (PROVINCE OF) 2.9 2046/12/02	170,000.00	185,286.40	
		ONTARIO (PROVINCE OF) 3.15 2022/06/02	489,000.00	503,777.58	
		ONTARIO (PROVINCE OF) 6.5 2029/03/08	311,000.00	419,924.64	
		PROVINCE OF QUEBEC 3.5 2022/12/01	382,000.00	399,636.94	
	カナダ・ドル	小計	1,748,000.00	1,914,145.40 (159,582,302)	
地方債証券 合計				159,582,302 (159,582,302)	
特殊債券	アメリカ・ドル	FNMA 545477 7 2032/03/01	7,437.61	8,647.48	
		FNMA 555571 6.5 2033/03/01	2,742.28	3,124.49	
		FNMA 602285 6.5 2031/08/01	1,750.31	1,947.14	
		FNMA 609480 7 2031/10/01	1,261.53	1,328.97	
		FNMA 797553 5 2020/04/01	152.61	157.72	
		FNMA 813915 4.5 2020/11/01	618.62	638.27	
		FNW 2003-W1 2A 5.81295 2042/12/01	223,481.35	241,169.89	
		FNW 2003-W3 1A1 6.5 2042/08/01	3,000.26	3,449.12	
		FR Z11716 6.5 2034/03/08	20,171.87	22,440.39	
		FR ZS4136 6.5 2034/06/07	5,994.64	6,814.82	
		GNMA 781542 6 2033/01/01	6,055.84	6,924.12	

		KFW 4 2020/01/27	1,180,000.00	1,182,442.60	
	アメリカ・ドル	小計	1,452,666.92	1,479,085.01 (161,856,273)	
	ユーロ	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN 0.25 2024/06/07	530,000.00	542,179.40	
		CAISSE D'AMORT DETTE SOC 0.125 2022/11/25	500,000.00	508,140.00	
		EFSF 2.25 2022/09/05	1,360,000.00	1,459,552.00	
		EFSF 2.75 2029/12/03	440,000.00	557,110.40	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 2.125 2024/01/15	465,000.00	511,713.90	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 4.125 2024/04/15	225,000.00	269,151.75	
		KFW 2.125 2023/08/15	473,000.00	516,293.69	
		LANDWIRTSCH. RENTENBANK 0.375 2024/01/22	520,000.00	534,898.00	
	ユーロ	小計	4,513,000.00	4,899,039.14 (596,115,083)	
特殊債券	合計			757,971,356 (757,971,356)	
社債券	アメリカ・ドル	APPLE INC 3.45 2024/05/06	330,000.00	349,813.20	
		BERKSHIRE HATHAWAY FIN 4.3 2043/05/15	95,000.00	111,312.45	
		BP CAPITAL MARKETS PLC 3.279 2027/09/19	500,000.00	525,785.00	
		CGCMT 2014-GC19 XA 1.1527 2047/03/01	1,597,261.75	65,359.94	
		CGCMT 2014-GC21 AS 4.026 2047/05/01	302,000.00	317,845.94	
		COMM 2013-CR13 AM 4.449 2046/11/01	165,000.00	176,619.30	
		COMM 2013-LC13 XA 1.12548 2046/08/01	1,142,787.27	39,346.16	
		COMM 2014-CR17 C 4.78611 2047/05/01	144,000.00	152,100.00	
		COMM 2015-LC21 XA 0.76317 2048/07/01	4,428,802.93	124,980.81	
		COMMONWEALTH BANK AUST 3.15 2027/09/19	500,000.00	520,830.00	
		GLAXOSMITHKLINE CAP INC 3.375 2023/05/15	250,000.00	260,405.00	
		GSMS 2013-GC10 XA 1.50236 2046/02/01	2,631,408.90	102,914.39	
		JPMBB 2013-C12 XA 0.48847 2045/07/01	8,574,275.25	115,495.48	
		JPMBB 2013-C15 B 4.9267 2045/11/01	150,000.00	161,940.00	
		JPMBB 2013-C15 C 5.19791 2045/11/01	186,000.00	200,738.64	
		JPMBB 2013-C17 XA 0.76241 2047/01/01	787,569.91	20,437.43	
		JPMBB 2015-C33 XA 0.97445 2048/12/01	1,935,133.45	85,803.81	
		JPMCC 2012-C6 D 5.15706 2045/05/01	269,000.00	272,168.82	
		JPMCC 2012-LC9 XA 1.50504 2047/12/01	833,773.05	29,423.85	

	JPMCC 2013-C16 XA 0.93557 2046/12/01	4,167,315.51	127,769.88	
	MET LIFE GLOB FUNDING I 3 2027/09/19	510,000.00	529,191.30	
	MSBAM 2012-C6 B 3.93 2045/11/01	139,000.00	143,147.76	
	MSBAM 2014-C14 C 4.93456 2047/02/01	110,000.00	117,455.80	
	MSBAM 2014-C17 XA 1.1091 2047/08/01	1,020,441.11	38,807.37	
	ROCHE HOLDINGS INC 4 2044/11/28	250,000.00	293,655.00	
	UBSBB 2013-C6 XA 1.11943 2046/04/01	3,718,696.01	111,598.06	
	UBSCM 2017-C7 XA 1.05825 2050/12/01	1,285,359.59	81,530.35	
	WFCM 2013-LC12 AS 4.28429 2046/07/01	115,000.00	121,663.10	
	WFCM 2016-LC25 XA 0.99225 2059/12/01	1,475,165.28	69,170.49	
	WFRBS 2013-C11 AS 3.311 2045/03/01	83,000.00	85,097.41	
	WFRBS 2013-C18 AS 4.387 2046/12/01	466,000.00	499,281.72	
	WFRBS 2013-UBS1 AS 4.306 2046/03/01	215,000.00	229,783.40	
	アメリカ・ドル 小計	38,376,990.01	6,081,471.86 (665,495,466)	
社債券 合計			665,495,466 (665,495,466)	
合計			9,405,393,262 (9,405,393,262)	

- (注) 1. 通貨種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
- (注) 2. 種類別合計額及び合計金額欄は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- (注) 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計金 額に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 6銘柄	35.43%	45.54%
	特殊債券 12銘柄	1.66%	
	社債券 32銘柄	6.82%	
イギリス・ポンド	国債証券 5銘柄	6.41%	6.65%
オーストラリア・ドル	国債証券 3銘柄	2.04%	2.11%
カナダ・ドル	国債証券 1銘柄	0.25%	1.95%
	地方債証券 5銘柄	1.64%	
スウェーデン・クローナ	国債証券 2銘柄	0.25%	0.26%
デンマーク・クローネ	国債証券 2銘柄	0.49%	0.50%
ノルウェー・クローネ	国債証券 1銘柄	0.22%	0.23%
ポーランド・ズロチ	国債証券 1銘柄	0.64%	0.66%
マレーシア・リングギット	国債証券 1銘柄	0.49%	0.51%
メキシコ・ペソ	国債証券 1銘柄	0.95%	0.99%
ユーロ	国債証券 31銘柄	32.08%	39.61%
	特殊債券 8銘柄	6.11%	
南アフリカ・ランド	国債証券 1銘柄	0.94%	0.97%

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

「DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（債券重視型）」（2019年12月30日現在）

資産総額	6,275,383,358円
負債総額	7,074,536円
純資産総額（ - ）	6,268,308,822円
発行済数量	4,220,599,642口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4852円

「DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（標準型）」（2019年12月30日現在）

資産総額	16,593,102,902円
負債総額	20,090,923円
純資産総額（ - ）	16,573,011,979円
発行済数量	10,202,964,295口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6243円

「DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（株式重視型）」（2019年12月30日現在）

資産総額	9,949,577,075円
負債総額	14,046,125円
純資産総額（ - ）	9,935,530,950円
発行済数量	5,722,562,706口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7362円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （2）受益者に対する特典

ありません。

### （3）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### （4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### （5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### （6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

2019年12月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。最近5年間に於ける資本金の増減はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

###### 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2019年12月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	405	64,775
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	121	26,187
単位型公社債投資信託	2	85
合計	528	91,048

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。



### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第24期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第25期事業年度に係る中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
<b>流動資産</b>				
現金・預金		19,824,114		18,401,863
有価証券		7,102,076		8,008,550
前払費用		421,985		608,442
未収委託者報酬		4,433,940		4,705,229
未収運用受託報酬		1,806,719		1,911,554
未収投資助言報酬		101,471		168,445
その他		323,490		31,744
流動資産合計		34,013,799		33,835,830
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物附属設備	1	82,291	1	72,641
車両	1	4,900	1	3,268
器具備品	1	94,283	1	95,277
有形固定資産合計		181,475		171,187
<b>無形固定資産</b>				
ソフトウェア		889,998		968,052
ソフトウェア仮勘定		44,035		24,478
その他		8,013		8,013
無形固定資産合計		942,047		1,000,545
<b>投資その他の資産</b>				
投資有価証券		34,455,496		36,902,679
関係会社株式		66,222		66,222
長期前払費用		14,723		167,886
差入保証金		299,871		293,513
繰延税金資産		778,580		1,066,925
その他		14,474		87,940
投資その他の資産合計		35,629,369		38,585,168
固定資産合計		36,752,892		39,756,901
資産合計		70,766,691		73,592,732

## 負債の部

## 流動負債

預り金	70,706	65,641
未払収益分配金	3,465	6,368
未払手数料	1,700,145	1,736,084
未払運用委託報酬	703,881	702,648
未払投資助言報酬	771,152	723,039
その他未払金	437,257	461,392
未払費用	109,199	113,233
未払法人税等	2,548,634	1,996,248
賞与引当金	864,699	853,083
その他	377,984	289,152
流動負債合計	7,587,128	6,946,893

## 固定負債

退職給付引当金	1,682,532	1,801,748
役員退職慰労引当金	18,200	22,500
固定負債合計	1,700,732	1,824,248
負債合計	9,287,861	8,771,142

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	120,000	120,000
研究開発積立金	70,000	70,000
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	41,733,107	45,192,421
利益剰余金合計	42,412,914	45,872,228
株主資本合計	60,694,754	64,154,068

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	779,438	711,399
繰延ヘッジ損益	4,637	43,878
評価・換算差額等合計	784,076	667,521

純資産合計	61,478,830	64,821,590
-------	------------	------------

負債・純資産合計	70,766,691	73,592,732
----------	------------	------------

## ( 2 ) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	26,937,202	26,471,631
運用受託報酬	11,497,098	11,784,292
投資助言報酬	493,070	610,372
その他営業収益	-	16,907
営業収益計	38,927,371	38,883,204
営業費用		
支払手数料	12,354,679	11,518,158
広告宣伝費	31,453	23,965
公告費	260	130
調査費	5,782,852	5,954,296
支払運用委託報酬	1,754,925	1,695,119
支払投資助言報酬	2,906,672	3,019,717
委託調査費	82,637	106,467
調査費	1,038,617	1,132,991
委託計算費	216,637	229,936
営業雑経費	794,505	812,655
通信費	45,726	49,932
印刷費	179,345	190,576
協会費	32,226	34,445
その他営業雑経費	537,207	537,701
営業費用計	19,180,389	18,539,142
一般管理費		
役員報酬	83,616	137,828
給料・手当	3,439,572	3,685,286
賞与引当金繰入額	864,584	851,086
賞与	248,146	279,376
福利厚生費	662,791	710,135
退職給付費用	330,209	311,969
役員退職慰労引当金繰入額	2,450	8,350
役員退職慰労金	-	150
その他人件費	148,712	151,765
不動産賃借料	630,692	673,220
その他不動産経費	26,725	30,378
交際費	26,650	29,832
旅費交通費	152,875	209,373
固定資産減価償却費	396,898	405,606
租税公課	332,001	325,740
業務委託費	223,322	261,111
器具備品費	282,137	332,440
保険料	54,193	52,393
寄付金	162	-
諸経費	175,371	189,822
一般管理費計	8,081,115	8,645,865
営業利益	11,665,865	11,698,196
営業外収益		
受取利息	165	573
有価証券利息	33,950	24,008

受取配当金	176,877			124,674
金融派生商品収益	-			35,286
為替差益	-			22,977
時効成立償還金	27,718			-
その他営業外収益	13,552			14,395
営業外収益計	252,264			221,915
営業外費用				
為替差損	15,293			-
金融派生商品費用	-			20,127
控除対象外消費税	13,239			17,501
雑損失	27,789			-
その他営業外費用	657			1,080
営業外費用計	56,980			38,709
経常利益	11,861,150			11,881,403
特別利益				
投資有価証券売却益	201,537			655,395
投資有価証券償還益	31,108			46,876
固定資産売却益	1	169	1	-
特別利益計	232,815			702,272
特別損失				
投資有価証券売却損	107			81,265
投資有価証券償還損	15,469			68,047
固定資産除却損	2	5,271	2	1,089
事故損失賠償金	-		3	511
特別損失計	20,848			150,913
税引前当期純利益	12,073,117			12,432,761
法人税、住民税及び事業税	3,912,569			3,862,523
法人税等調整額	157,154			43,320
法人税等合計	3,755,414			3,905,844
当期純利益	8,317,703			8,526,917

## （ 3 ）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余 金合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	38,693,404	39,373,211	57,655,051
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	5,278,000	5,278,000	5,278,000
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	8,317,703	8,317,703	8,317,703
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	3,039,703	3,039,703	3,039,703
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	41,733,107	42,412,914	60,694,754

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	812,844	-	812,844	58,467,896
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	5,278,000
当期純利益	-	-	-	8,317,703
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	33,405	4,637	28,768	28,768
当期変動額合計	33,405	4,637	28,768	3,010,934
当期末残高	779,438	4,637	784,076	61,478,830

当事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金				利益剰余 金合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計		利益準備金	その他利益剰余金					
						配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金			繰越利益 剰余金
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	41,733,107	42,412,914	60,694,754	
当期変動額											
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	5,067,603	5,067,603	5,067,603	
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	8,526,917	8,526,917	8,526,917	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	3,459,314	3,459,314	3,459,314	
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	45,192,421	45,872,228	64,154,068	

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	779,438	4,637	784,076	61,478,830
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	5,067,603
当期純利益	-	-	-	8,526,917
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	68,039	48,515	116,554	116,554
当期変動額合計	68,039	48,515	116,554	3,342,759
当期末残高	711,399	43,878	667,521	64,821,590

## 注記事項

## （重要な会計方針）

項目	当事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの ...決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3．固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4．引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。



6. ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。</p> <p>ヘッジ手段・・・為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</p> <p>ヘッジ方針 ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p>
7. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
8. 連結納税制度の適用を前提とした会計処理	<p>日本生命保険相互会社及び当社を含む一部の子会社は、2018年12月に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度より連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(2015年1月16日 企業会計基準委員会 実務対応報告第5号)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(2015年1月16日 企業会計基準委員会 実務対応報告第7号)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。</p>

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「繰延税金資産」437,736千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」778,580千円に含めて表示しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

#### (1) 概要

本会計基準により、顧客と約束する財又はサービスを提供する履行義務の実質的な実施主体についての評価を行ったうえで、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識することが求められます。

#### (2) 適用予定日

2021年4月1日以後開始する会計年度の期首から適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時点において、評価中であります。

## （貸借対照表関係）

- 1．有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
建物附属設備	313,759千円	325,809千円
車両	1,828	3,460
器具備品	469,355	474,339
計	784,943	803,609

## （損益計算書関係）

- 1．固定資産売却益の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
車両	169千円	-

- 2．固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
器具備品	5,271千円	623千円
ソフトウェア	-	465
計	5,271	1,089

- 3．事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

2017年6月23日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,278,000千円
1株当たり配当額	48,686円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年6月22日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,000,103千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	46,106円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月22日

当事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

2018年6月22日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,000,103千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	46,106円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月22日

2019年3月19日開催の臨時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当財産の種類	投資有価証券
配当財産の帳簿価額	67,500千円
譲渡株数	1,350株
1株当たり配当額	-
基準日	2019年3月19日
効力発生日	2019年3月22日

(注) 配当財産のすべてを普通株式(108千株)の唯一の株主である日本生命保険相互会社に対して割り当てることとしており、1株当たり配当額は定めておりません。

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2019年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	未定 千円
配当の原資	未定
1株当たり配当額	未定 円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約、外国株式の価格変動リスクを回避する目的で株価指数先物を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません(注2)を参照下さい)。

前事業年度(2018年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	19,824,114	19,824,114	-
有価証券			
満期保有目的の債券	7,102,076	7,115,800	13,723
投資有価証券			
満期保有目的の債券	14,652,704	14,687,680	34,975
その他有価証券	19,735,292	19,735,292	-
デリバティブ取引( )			
ヘッジ会計が適用され ているもの	103,394	103,394	-

( )デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	18,401,863	18,401,863	-
有価証券			
満期保有目的の債券	2,199,830	2,205,940	6,109
その他有価証券	5,808,720	5,808,720	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	17,649,504	17,681,300	31,795
その他有価証券	19,253,174	19,253,174	-
デリバティブ取引( )			
ヘッジ会計が適用され ているもの	47,244	47,244	-

( ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

決算日の市場価格等によっております。

デリバティブ

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
非上場株式	67,500	-
関係会社株式	66,222	66,222

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
前事業年度(2018年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	19,824,114	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	7,100,000	14,650,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの				
其他(注)	2,896,071	14,413,880	2,089,902	299,797
合計	29,820,185	29,063,880	2,089,902	299,797

(注) 投資信託受益証券、国債であります。

当事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	18,401,863	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	2,200,000	17,650,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの				
其他(注)	7,033,352	15,714,537	2,156,988	138,951
合計	27,635,215	33,364,537	2,156,988	138,951

(注) 投資信託受益証券、国債であります。

(有価証券関係)

## 1. 満期保有目的の債券

前事業年度(2018年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	15,606,746	15,660,060	53,313
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	15,606,746	15,660,060	53,313
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	6,148,033	6,143,420	4,613
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	6,148,033	6,143,420	4,613
合計		21,754,780	21,803,480	48,699

当事業年度(2019年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	18,749,335	18,787,460	38,124
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	18,749,335	18,787,460	38,124
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	1,100,000	1,099,780	220
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,100,000	1,099,780	220
合計		19,849,335	19,887,240	37,904



## 2. その他有価証券

前事業年度（2018年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,824,610	5,803,679	20,930
	国債・地方債等	5,824,610	5,803,679	20,930
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	7,066,429	5,762,409	1,304,019
	小計	12,891,039	11,566,089	1,324,949
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	6,844,252	7,045,700	201,447
	小計	6,844,252	7,045,700	201,447
合計		19,735,292	18,611,789	1,123,502

当事業年度（2019年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,808,720	5,801,046	7,673
	国債・地方債等	5,808,720	5,801,046	7,673
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	13,421,370	12,553,359	868,010
	小計	19,230,090	18,354,406	875,684
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	5,831,804	5,981,670	149,865
	小計	5,831,804	5,981,670	149,865
	合計	25,061,894	24,336,076	725,818

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額は67,500千円、当事業年度の貸借対照表計上額は-千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円、当事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	344,430	201,537	107
合計	344,430	201,537	107

当事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	2,232,532	655,395	81,265
合計	2,232,532	655,395	81,265

## (デリバティブ取引関係)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度(2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## (1) 株価指数先物関連

前事業年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	新興国株価指数先物売建	投資有価証券	1,022,464	-	31,858
合計			1,022,464	-	31,858

(注1) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

## (2) 通貨関連

前事業年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引米ドル売建	投資有価証券	1,988,812	-	71,536
合計			1,988,812	-	71,536

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当事業年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引米ドル売建	投資有価証券	1,909,028	-	47,244
合計			1,909,028	-	47,244

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

## (退職給付関係)

前事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれておりません。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,519,642 千円
退職給付費用	248,707
退職給付の支払額	85,817
退職給付引当金の期末残高	1,682,532

## (2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 248,707 千円

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、54,955千円であります。

当事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれておりません。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,682,532 千円
退職給付費用	229,805
退職給付の支払額	110,589
退職給付引当金の期末残高	1,801,748

## (2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 229,805 千円

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、58,788千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	264,770 千円	261,214 千円
未払事業税	138,553	119,420
退職給付引当金	515,191	551,695
税務上の繰延資産償却超過額	3,662	6,126
役員退職慰労引当金	5,572	6,889
投資有価証券評価差額	61,683	88,160
その他	48,864	62,896
小計	1,038,300	1,096,402
評価性引当額	47	9
繰延税金資産合計	1,038,253	1,096,393
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	2,021	-
特別分配金否認	9,827	5,022
投資有価証券評価差額	247,824	24,444
繰延税金負債合計	259,672	29,467
繰延税金資産(は負債)の純額	778,580	1,066,925

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## ( 関連当事者との取引 )

## 1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等  
前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	150,000	生命保険業	(被所有) 直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,608,592	未収運用受託報酬	833,260
								投資助言報酬の受取	132,212	未収投資助言報酬	11,876

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有) 直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,299,726	未収運用受託報酬	762,239
								投資助言報酬の受取	130,542	未収投資助言報酬	11,530

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

## 2 親会社に関する注記

## 親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）



## （1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
1株当たり純資産額	566,896円85銭	597,720円47銭
1株当たり当期純利益金額	76,697円61銭	78,626円78銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
当期純利益	8,317,703千円	8,526,917千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	8,317,703千円	8,526,917千円
期中平均株式数	108千株	108千株

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第25期中間会計期間末 (2019年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		18,614,564
有価証券		8,201,592
前払費用		721,934
未収委託者報酬		5,066,032
未収運用受託報酬		2,474,584
未収投資助言報酬		145,968
その他		7,397
流動資産合計		35,232,073
固定資産		
有形固定資産	1	234,319
無形固定資産		1,098,869
投資その他の資産		
投資有価証券		34,018,838
関係会社株式		66,222
長期前払費用		32,135
差入保証金		290,409
繰延税金資産		877,601
その他		89,656
投資その他の資産合計		35,374,865
固定資産合計		36,708,053
資産合計		71,940,127

## 負債の部

## 流動負債

預り金	45,684
未払収益分配金	6,932
未払手数料	1,908,680
未払運用委託報酬	618,237
未払投資助言報酬	739,605
その他未払金	1,591,362
未払費用	140,489
未払法人税等	551,114
前受投資助言報酬	47,034
賞与引当金	492,807
その他	2 248,490
流動負債合計	<u>6,390,440</u>

## 固定負債

退職給付引当金	1,912,442
役員退職慰労引当金	26,750
固定負債合計	<u>1,939,192</u>

## 負債合計

負債合計	<u>8,329,632</u>
------	------------------

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	10,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,281,840
資本剰余金合計	<u>8,281,840</u>
利益剰余金	
利益準備金	139,807
その他利益剰余金	
配当準備積立金	120,000
研究開発積立金	70,000
別途積立金	350,000
繰越利益剰余金	43,751,608
利益剰余金合計	<u>44,431,415</u>
株主資本合計	<u>62,713,255</u>

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	929,830
繰延ヘッジ損益	32,591
評価・換算差額等合計	<u>897,239</u>

## 純資産合計

純資産合計	<u>63,610,494</u>
-------	-------------------

## 負債・純資産合計

負債・純資産合計	<u>71,940,127</u>
----------	-------------------

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

第25期中間会計期間	
(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	13,306,014
運用受託報酬	5,749,281
投資助言報酬	320,718
営業収益計	19,376,015
営業費用	9,094,752
一般管理費	1 4,511,749
営業利益	5,769,513
営業外収益	2 174,997
営業外費用	3 35,183
経常利益	5,909,326
特別利益	4 2,997
特別損失	5 65,567
税引前中間純利益	5,846,756
法人税、住民税及び事業税	1,682,493
法人税等調整額	105,028
法人税等合計	1,787,521
中間純利益	4,059,235

## (3)中間株主資本等変動計算書

第25期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本 合計
		資本準備 金	資本剰余金 合計	利益準備 金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	45,192,421	45,872,228	64,154,068
当中間期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	5,500,048	5,500,048	5,500,048
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	4,059,235	4,059,235	4,059,235
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	1,440,813	1,440,813	1,440,813
当中間期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	43,751,608	44,431,415	62,713,255

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッ ジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	711,399	43,878	667,521	64,821,590
当中間期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	5,500,048
中間純利益	-	-	-	4,059,235
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	218,430	11,287	229,718	229,718
当中間期変動額合計	218,430	11,287	229,718	1,211,095
当中間期末残高	929,830	32,591	897,239	63,610,494

## 注記事項

## （重要な会計方針）

項目	第25期中間会計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの ...中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっております。 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3．固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4．引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。</p> <p>ヘッジ手段・・・為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</p> <p>ヘッジ方針 ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p>
7. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
8. 連結納税制度	当中間会計期間より日本生命保険相互会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

## (中間貸借対照表関係)

第25期中間会計期間末 (2019年9月30日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	817,746千円
2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

第25期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
1. 減価償却の実施額 有形固定資産 無形固定資産	30,130千円 172,854千円
2. 営業外収益のうち主要なもの 受取配当金 有価証券利息 金融派生商品収益	157,472千円 7,537千円 6,483千円
3. 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 金融派生商品損失 控除対象外消費税	28,274千円 3,497千円 3,313千円
4. 特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益	2,997千円
5. 特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損	57,232千円

投資有価証券償還損	4,115千円
事故損失賠償金	3,771千円



## (中間株主資本等変動計算書関係)

第25期中間会計期間  
 (自 2019年4月1日  
 至 2019年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項  
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月28日 定時株主総会	普通株式	5,500,048	50,716	2019年3月31日	2019年6月28日

(金融商品関係)

第25期中間会計期間末(2019年9月30日現在)

## 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません(注2)を参照ください)。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	18,614,564	18,614,564	-
有価証券			
満期保有目的の債券	6,300,452	6,317,860	17,407
その他有価証券	1,901,140	1,901,140	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	13,748,496	13,767,690	19,193
その他有価証券	20,270,342	20,270,342	-
デリバティブ取引 ( )			
ヘッジ会計が適用され ていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用され ているもの	23,326	23,326	-

( )デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については 示しております。

## (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

現金・預金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

中間会計期間末日の市場価格等によっております。

投資有価証券

中間会計期間末日の市場価格等によっております。

デリバティブ

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

## (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式(中間貸借対照表計上額66,222千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(有価証券関係)

第25期中間会計期間末（2019年9月30日現在）

## 1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	18,948,948	18,985,550	36,601
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	18,948,948	18,985,550	36,601
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	1,100,000	1,100,000	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,100,000	1,100,000	-
合計		20,048,948	20,085,550	36,601

## 2. その他有価証券

	種類	取得原価または 償却原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,900,074	1,901,140	1,065
	国債・地方債等	1,900,074	1,901,140	1,065
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注)	13,559,359	14,776,750	1,217,390
小計		15,459,434	16,677,890	1,218,456
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えないも の	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注)	5,690,320	5,493,591	196,728
小計		5,690,320	5,493,591	196,728
合計		21,149,754	22,171,482	1,021,728

(注) 投資信託受益証券等であります。

## （デリバティブ取引関係）

## 1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第25期中間会計期間末（2019年9月30日現在）

該当事項はありません。

## 2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## （1）通貨関連

第25期中間会計期間末（2019年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	1,795,896	-	23,326
合計			1,795,896	-	23,326

（注1）時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

第25期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第25期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

## 1．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## （1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## （2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第25期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第25期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第25期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

## （ 1 株当たり情報）

	第25期中間会計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）
1株当たり純資産額	586,552円95銭
1株当たり中間純利益金額	37,430円24銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益金額	4,059,235千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	<u>4,059,235千円</u>
期中平均株式数	108千株

## （重要な後発事象）

第25期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

定款の変更等

該当事項はありません。

訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

##### a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

2019年3月末現在、324,279百万円

##### c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

#### (参考) 再信託受託会社の概況

##### a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

2019年3月末現在、10,000百万円

##### c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

(資本金の額：2019年3月末現在)

a. 名称	b. 資本金の額	c. 事業の内容
岡三証券株式会社	5,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	
株式会社第四銀行	32,776百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069百万円	
株式会社東邦銀行	23,519百万円	
株式会社北洋銀行	121,101百万円	
労働金庫連合会	120,000百万円	労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。
日本生命保険相互会社	1,350,000百万円	保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、生命保険業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

a. 名称

ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー

b. 資本金の額

2019年3月末現在、204,000米ドル(約22百万円。1米ドル=110.99円)

(注) 資本の額はCapital-Issued and Outstanding(発行済流通株式資本)を記載しております。

c. 事業の内容

内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

(3) 投資顧問会社

委託会社との契約に基づいて、「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」および「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」の運用指図(国内の短期金融資産を除きます)を行います。

3【資本関係】

日本生命保険相互会社(販売会社)は、委託会社の株式を108,448株(持株比率100%)保有しています。

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記しています。



### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に図案や委託会社の名称およびロゴマーク、イラストを使用すること、またファンドの基本的性格および形態の一部、キャッチコピー、当該届出書に係る目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (2) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (3) 投資者へ投資信託の仕組み等を説明するため、また届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について投資者の関係法人への照会方法を明確にするため、交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- ・ ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
  - ・ 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
  - ・ 基準価額については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
- なお、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）への照会先は下記の通りです。
- コールセンター 0120-762-506  
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）
- ホームページ <https://www.nam.co.jp/>
- (4) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 目論見書の巻末に用語集を掲載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

# 独立監査人の監査報告書

2019年5月31日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 牧野 あや子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2020年1月29日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 青木 裕 晃 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（債券重視型）の2018年12月21日から2019年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（債券重視型）の2019年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2020年1月29日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 青木 裕 晃 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（標準型）の2018年12月21日から2019年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（標準型）の2019年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2020年1月29日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 青木 裕 晃 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（株式重視型）の2018年12月21日から2019年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（株式重視型）の2019年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2019年11月29日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 牧野 あや子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。